エネルギーの使用の合理化等に関する法律

省エネ法の概要

Act on the Rational Use of Energy

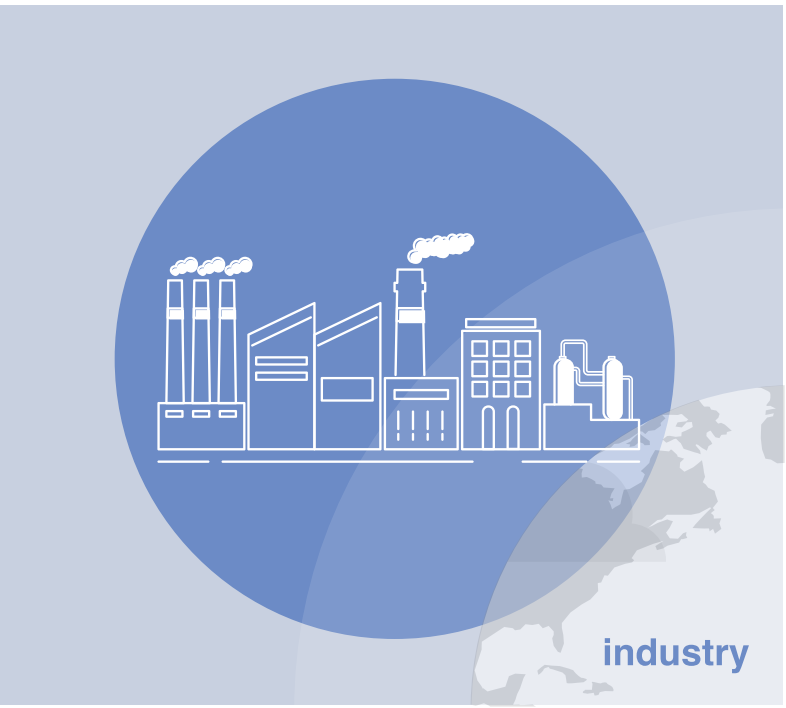

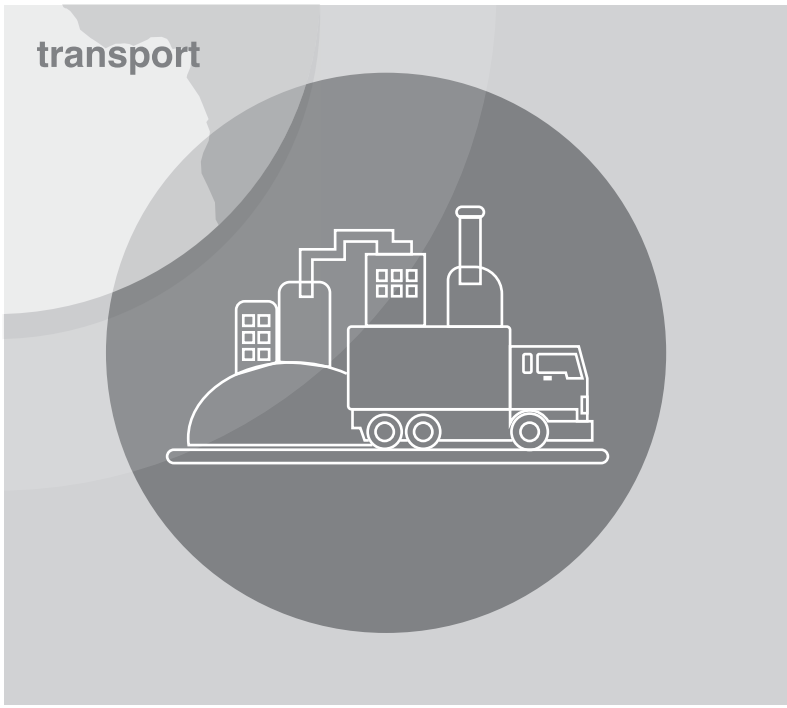

経済産業省 資源エネルギー庁

省エネ政策の最新の動向

長期エネルギー需給見通し（エネルギーミックス）では、年率1.7%の経済成長を前提に、2013年度を基準年として2030年度に対策前比で原油換算5,030万kℓ程度の徹底した省エネを実現することとしていますが、産業・業務部門では大規模投資が進んでおらず、エネルギー消費効率の改善が足踏み傾向にあります。また、運輸部門ではネット通販市場の成長に伴い、再配達を含めた小口貨物輸送の効率化への対策が必要になります。
このような背景から、省エネ法を改正するなどにより、下記の措置を講じました。それに伴い税制や補助金等の支援措置も整備しており、規制と支援の両面から徹底した省エネを推進していきます。

1 2018年省エネ法改正
（2018年12月1日施行）

・連携省エネルギー計画の認定制度の創設【p.13】
複数事業者の連携による省エネ取組を「連携省エネルギー計画」として認定し、連携による省エネ量を企業間で分配して報告することが可能です。

・認定管理統括事業者の認定制度の創設【p.14,15】
グループ企業の親会社等が認定管理統括事業者として認定を受けた場合には、子会社等と省エネ法の義務の一体的な履行が可能です。

・荷主の定義の見直しと準荷主の位置づけ【p.16,17】
「荷主」の定義を、貨物の所有権を問わず、契約等で貨物の輸送方法等を決定する事業者とすることで、ネット小売事業者等を法律の規制対象に確実に位置づけ、省エネ取組を促します。

・中長期計画の提出頻度の軽減【p.10】
工場・事業場及び運輸分野において、省エネ取組の優良事業者は中長期計画の提出頻度が軽減されます。

2 省エネ再エネ高度化投資促進税制
（2018年4月1日施行）【p.41】

省エネ法の特定事業者等であって一定の要件を満たす事業者が、省エネ設備を新たに取得等して事業の用に供した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（税額控除は中小企業等のみ）を措置します。

3 工場等判断基準の改正
（2018年4月1日施行）【p.11】

経営層を巻き込んだ大規模な省エネ投資を促進するため、エネルギー管理統括者等の経営層の責務として、現場の省エネ取組の状況を把握し、次期の取組方針の案を取りまとめ、取締役会等の業務執行を決定する機関へ報告すること等を工場等判断基準に位置づけました。

4 産業トップランナー制度（ベンチマーク制度）の対象業種拡大
（一部2017年4月1日施行、2018年4月1日施行）【p.9】

2015年の「未来投資に向けた官民対話」における総理指示を受け、産業トップランナー制度（ベンチマーク制度）を業務部門に拡大しました。2017年4月にホテル業、百貨店業、2018年4月に食料品スーパー業、ショッピングセンター業、貸事務所業を対象業種として追加しました。

5 機器・建材トップランナー制度の対象機器拡大
（2017年3月1日施行）【p.18】

ショーケースが追加され、対象機器・建材は合わせて32品目になりました。

目　次

❶ はじめに …… 2

❶-1 省エネ法とは …… 2

❶-2 省エネ法におけるエネルギー …… 2

❶-3 省エネ法が規制する分野 …… 2

❷ 工場等に係る措置 …… 3

❷-1 規制の対象となる事業者 …… 3

❷-2 事業者の義務 …… 4

① 事業者の義務内容 …… 4

② 提出書類及び提出期限一覧 …… 5

③ 各種届出等のフロー …… 6

④ エネルギー管理統括者等の選任・資格要件及び選任数 …… 7

⑤ 定期報告書 …… 8

⑥ 産業トップランナー制度（ベンチマーク制度） …… 9

⑦ 事業者クラス分け評価制度 …… 10

⑧ 中長期計画書 …… 10

⑨ 事業者が遵守すべき判断基準 …… 11

⑩ 工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針 …… 12

❷-3 連携省エネルギー計画の認定制度 …… 13

❷-4 共同省エネルギー事業 …… 14

❷-5 認定管理統括事業者の認定制度 …… 14

❷-6 登録調査機関による確認調査制度 …… 15

❸ 輸送に係る措置 …… 16

❹ 機械器具等に係る措置 …… 18

❺ 各種提出書類記入例 …… 19

参考1 エネルギー使用量の原油換算方法 …… 39

参考2 エネルギー使用量を把握する際の留意点 …… 40

❻ 各種支援策 …… 41

① はじめに

①－① 省エネ法とは

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（以下「省エネ法」という。）は、石油危機を契機として昭和54年に制定された法律であり、「内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具等についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置、電気の需要の平準化に関する所要の措置※その他エネルギーの使用の合理化等を総合的に進めるために必要な措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的としています。

※ 電気の需要の平準化については、2013年改正時に導入。

①－② 省エネ法におけるエネルギー

省エネ法におけるエネルギーとは、以下に示す燃料、熱、電気を対象としています。
廃棄物からの回収エネルギーや風力、太陽光等の非化石エネルギーは対象となりません。

燃料
- 原油及び揮発油（ガソリン）、重油、その他石油製品（ナフサ、灯油、軽油、石油アスファルト、石油コークス、石油ガス）
- 可燃性天然ガス
- 石炭及びコークス、その他石炭製品（コールタール、コークス炉ガス、高炉ガス、転炉ガス）であって、燃焼その他の用途（燃料電池による発電）に供するもの

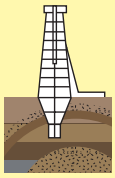

熱
- 上記に示す燃料を熱源とする熱（蒸気、温水、冷水等）

対象とならないもの：太陽熱及び地熱など、上記の燃料を熱源としない熱のみであることが特定できる場合の熱

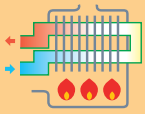

電気
- 上記に示す燃料を起源とする電気

対象とならないもの：太陽光発電、風力発電、廃棄物発電など、上記燃料を起源としない電気のみであることが特定できる場合の電気

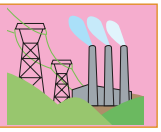

①－③ 省エネ法が規制する分野

省エネ法がエネルギー使用者へ直接規制する事業分野としては、工場・事業場及び運輸分野があります。
工場等（工場又は事務所その他の事業場）の設置者や輸送事業者・荷主に対し、省エネ取組を実施する際の目安となるべき判断基準を示すとともに、一定規模以上の事業者にはエネルギー使用状況等を報告させ、取組が不十分な場合には指導・助言や合理化計画の作成指示等を行うこととしています。
また、エネルギー使用者への間接規制として、機械器具等（自動車、家電製品や建材等）の製造又は輸入事業者を対象とし、機械器具等のエネルギー消費効率の目標を示して達成を求めるとともに、効率向上が不十分な場合には勧告等を行っています。

エネルギー使用者への直接規制

工場・事業場

努力義務の対象者

工場等の設置者
- 事業者の努力義務

報告義務等対象者

特定事業者等
（エネルギー使用量1,500kℓ/年以上）
- エネルギー管理者等の選任義務
- 中長期計画の提出義務
- エネルギー使用状況等の定期報告義務

運輸

貨物/旅客輸送事業者
- 事業者の努力義務

特定貨物／旅客輸送事業者
（保有車両トラック200台以上等）
- 中長期計画の提出義務
- エネルギー使用状況等の定期報告義務

荷主
- 事業者の努力義務

特定荷主
（年間輸送量3,000万トンキロ以上）
- 中長期計画の提出義務
- 委託輸送に係るエネルギー使用状況等の定期報告義務

使用者への間接規制

機械器具等

製造事業者等（生産量等が一定以上）
- 自動車、家電製品や建材等32品目のエネルギー消費効率の目標を設定し、製造事業者等に達成を求める

一般消費者への情報提供

家電等の小売事業者やエネルギー小売事業者
- 消費者への情報提供（努力義務）

※建築物に関する規定は、２０１７年度より建築物省エネ法に移行

② 工場等に係る措置

②－① 規制の対象となる事業者

事業者[注1]全体のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して1,500kℓ/年度以上である場合は、そのエネルギー使用量を国に届け出て、特定事業者の指定を受ける必要があります。

フランチャイズチェーン事業等の本部とその加盟店との間の約款等の内容が、経済産業省令で定める条件に該当する場合は、その本部が連鎖化事業者[注2]となり、加盟店を含む事業全体のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して1,500kℓ/年度以上の場合には、その使用量を本部が国に届け出て、本部が特定連鎖化事業者の指定を受ける必要があります。

また、個別の工場や事業場等の単位でエネルギー使用量が1,500kℓ/年度以上である場合は、各々がエネルギー指定管理工場等の指定を受ける必要があります。

事業者・連鎖化事業者単位の年度間のエネルギー使用量（原油換算値）

1,500kℓ以上

特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定

※グループ企業の親会社等が認定管理統括事業者として認定を受けた場合には、子会社等と省エネ法の義務の一体的な履行が可能（詳細はp.14）

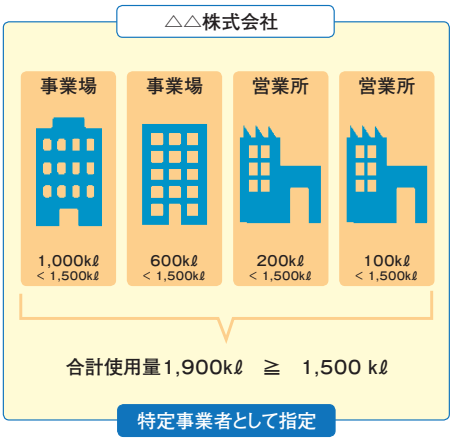

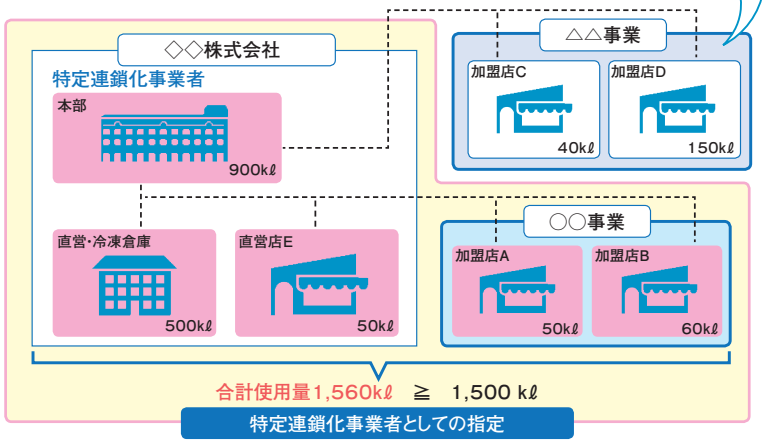

1,500kℓ未満

判断基準の遵守や目標達成への努力義務（p.11）

フランチャイズ事業等の加盟店であるが、約款等においてエネルギー使用の条件に関する事項として省令で定める内容が記載されていない加盟店。

連鎖化事業としてのエネルギー使用量の算入の対象外

さらに工場・事業場単位で年度間のエネルギー使用量が1,500kℓ以上の場合

各工場・事業場を
第一種エネルギー指定管理工場等（3,000kℓ～）
第二種エネルギー指定管理工場等（1,500kℓ～3,000kℓ）
に指定[注3]

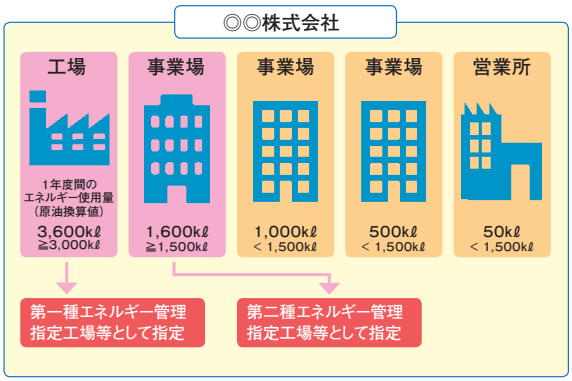

注1：事業者の範囲

事業者の範囲は、法人格が基本となります。したがって、子会社、関連会社、協力会社、特殊会社等はいずれも別法人であるため、別事業者として扱われます。

注2：連鎖化事業者

定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業を行っており、次の（1）及び（2）の両方の事項を加盟店との約款等※で満たしている事業者をいいます（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第39条）。

（1）本部が加盟店に対し、加盟店のエネルギーの使用の状況に関する報告をさせることができること。

（2）加盟店の設備に関し、以下のいずれかを指定していること。

- 空気調和設備の機種、性能又は使用方法
- 冷凍機器又は冷蔵機器の機種、性能又は使用方法
- 照明器具の機種、性能又は使用方法
- 調理用機器又は加熱用機器の機種、性能又は使用方法

※本部が定めた方針又は行動規範、マニュアル等を遵守するといった定めが約款等に規定されている場合において、当該方針、行動規範又はマニュアル等に（1）及び（2）の条件が規定されている場合についても同様に連鎖化事業者として扱われます。

②－② 事業者の義務

①事業者の義務内容

事業者全体のエネルギー使用量（原油換算値）が1,500kℓ/年度以上であり、特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定並びに認定管理統括事業者に認定された事業者は、以下の義務、目標が課せられます。
また、エネルギー管理指定工場等に指定された工場・事業場等については、個別に下記の義務が課せられます。

●事業者全体としての義務

年度間エネルギー使用量（原油換算値 kℓ）		1,500 kℓ／年度以上	1,500 kℓ／年度未満
事業者の区分		特定事業者、特定連鎖化事業者 又は認定管理統括事業者（管理関係事業者を含む）	－
事業者の義務	選任すべき者	エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者	－
	提出すべき書類	エネルギー使用状況届出書（指定時のみ） エネルギー管理統括者等の選解任届出書（選解任時のみ） 定期報告書（毎年度）及び中長期計画書（原則毎年度）	－
	取り組むべき事項	判断基準に定めた措置の実践（管理標準の設定、省エネ措置の実施等）（P.11） 指針に定めた措置の実践（燃料転換、稼動時間の変更等）（P.12）	
事業者の目標		中長期的にみて年平均1％以上のエネルギー消費原単位 又は電気需要平準化評価原単位の低減（P.11）	
行政によるチェック		指導・助言、報告徴収・立入検査、合理化計画の作成指示への対応 （指示に従わない場合、公表・命令）等（P.10）	指導・助言への対応

●エネルギー管理指定工場等ごとの義務

年度間エネルギー使用量（原油換算値 kℓ）	3,000 kℓ／年度以上		1,500 kℓ／年度以上～3,000 kℓ／年度未満	1,500 kℓ／年度未満
指定区分	第一種 エネルギー管理指定工場等[注3]		第二種 エネルギー管理指定工場等[注3]	指定なし
事業者の区分	第一種特定事業者[注3]	第一種指定事業者[注3]	第二種特定事業者[注3]	－
業種	製造業等5業種 （鉱業、製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業） ※事務所を除く	左記業種の事務所 左記以外の業種 （ホテル、病院、学校等）	全ての業種	全ての業種
選任すべき者	エネルギー管理者	エネルギー管理員	エネルギー管理員	－
提出すべき書類	定期報告書（指定表に記入が必要）			－

注3：指定区分・事業者区分の名称

「エネルギー管理指定工場等ごとの義務」の表のうち、指定区分・事業者の区分に記載されている用語は、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者及び管理関係事業者においては下表の通り読み替える。

特定事業者	第一種（第二種）エネルギー管理指定工場等	第一種（第二種）特定事業者	第一種指定事業者
特定連鎖化事業者	第一種（第二種）連鎖化エネルギー管理指定工場等	第一種（第二種）特定連鎖化事業者	第一種指定連鎖化事業者
認定管理統括事業者	第一種（第二種）管理統括エネルギー管理指定工場等	第一種（第二種）認定管理統括事業者	第一種指定管理統括事業者
管理関係事業者	第一種（第二種）管理関係エネルギー管理指定工場等	第一種（第二種）管理関係事業者	第一種指定管理関係事業者

②提出書類及び提出期限一覧

特定事業者、特定連鎖化事業者及び認定管理統括事業者及び管理関係事業者★が提出すべき各種提出書類と提出期限をまとめると以下のとおりです。

●提出書類及び提出期限

様式名称		摘要	提出期限※
エネルギー使用状況届出書	様式第1	事業者の前年度のエネルギー使用量が原油換算で1,500kℓ以上である場合に提出（既に指定されている事業者は提出不要）	5月末日
特定事業者（特定連鎖化事業者）指定取消申出書	様式第2	事業者が事業を行わなくなった場合、又は年度のエネルギー使用量が1,500kℓ未満となることが明らかである場合に提出	随時
第一種（第二種）エネルギー管理指定工場等[注3]指定取消申出書 ★	様式第5	エネルギー管理指定工場等が事業を行わなくなった場合（廃止、移転、譲渡、分社等）、又は年度のエネルギー使用量が3,000kℓ（第一種）又は1,500kℓ（第二種）未満となることが明らかである場合に提出	随時
エネルギー管理統括者（企画推進者）選任・解任届出書	様式第4	エネルギー管理統括者（企画推進者）を選任・解任した場合に提出	事由が生じた日以降の7月末日
エネルギー管理者（管理員）選任・解任届出書 ★	様式第7	エネルギー管理者（管理員）を選任・解任した場合、事業者がとりまとめて提出（選任・解任数が多い場合一覧表を添付することも可）	事由が生じた日以降の7月末日
中長期計画書	様式第8	事業者全体の省エネ取組に関する計画をとりまとめて提出 省エネ取組が優良な事業者は、一定の条件を満たせば提出が免除（詳細はp.10）	原則毎年度7月末日
定期報告書	様式第9	事業者全体及びエネルギー管理指定工場等のエネルギー使用量等の情報を記載し提出	毎年度7月末日

※「行政機関の休日に関する法律」に基づき、提出期限が行政機関の休日にあたる場合、行政機関の休日の翌日を期限とみなします。
★は管理関係事業者も提出が必要な書類

●各種書類の提出方法

上記の書類は、書面によるほか、省エネ法・温対法電子報告システム等を通じたオンライン申請等により提出することができます。オンライン申請は、ID及びパスワードによる認証のみで行うことができ、以下の書類の事前提出が必要となります。可能な限りオンライン申請の活用を御検討ください。

名称		摘要	備考
電子情報処理組織使用届	様式第43	オンライン申請を利用しようとする場合（初回のみ）	受理後、ID・パスワードを付与
電子情報処理組織使用変更届	様式第44	使用届出書の内容のうち、「事業者名」又は「特定事業者番号」等に変更が生じた場合	
電子情報処理組織使用廃止届	様式第45	オンライン申請の利用を廃止しようとする場合	

各種様式はこちらからダウンロードできます。
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/youshiki/index.html

省エネ法・温対法電子報告システムの利用方法はこちらをご覧ください。
https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/system

③各種届出等のフロー

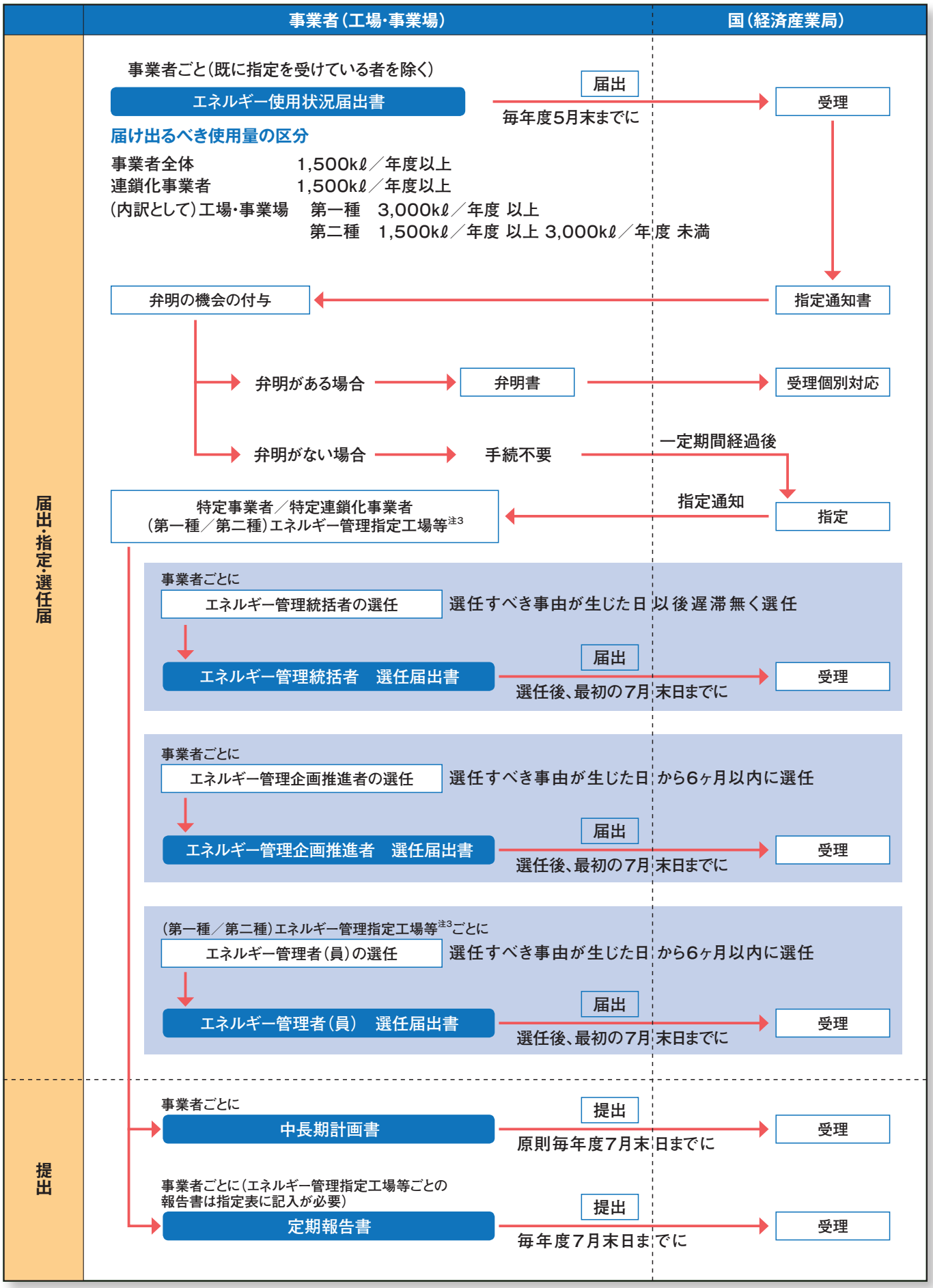

※認定管理統括事業者の場合にも上記フローに準ずる。

④エネルギー管理統括者等の選任･資格要件及び選任数

●エネルギー管理統括者等の役割、選任･資格要件、選任時期

選任すべき者	役割		選任･資格要件	選任時期
	事業者単位の エネルギー管理	工場等単位の エネルギー管理		
エネルギー 管理統括者	①経営的視点を踏まえた 取組の推進 ②中長期計画のとりまとめ ③現場管理に係る企画立案、 実務の統制	―	事業経営の一環として、事業者全体の鳥瞰的なエネルギー管理を行い得る者（役員クラスを想定）	選任すべき事由が生じた日以後遅滞なく選任
エネルギー 管理企画推進者	エネルギー管理統括者を 実務面から補佐	―	エネルギー管理士[注4] 又はエネルギー管理 講習修了者[注5]	選任すべき事由が生じた日から6ヶ月以内に選任
エネルギー 管理者	―	第一種エネルギー管理指定[注3] 工場等に係る現場管理 （第一種指定事業者を除く）	エネルギー管理士[注4]	
エネルギー 管理員	―	第一種エネルギー管理指定[注3] 工場等に係る現場管理 （第一種指定事業者の場合）	エネルギー管理士[注4] 又はエネルギー管理 講習修了者[注5]	
		第二種エネルギー管理指定[注3] 工場等に係る現場管理		

●エネルギー管理統括者等の選任数

選任すべき者	事業者の区分			選任数
エネルギー管理統括者	特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者			1人
エネルギー管理企画推進者	特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者			1人
エネルギー管理者	第一種特定事業者（第一種指定事業者を除く）[注3] （第一種エネルギー管理指定工場等（製造5業種））	①コークス製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業の場合	10万kℓ／年度以上	2人
			10万kℓ／年度未満	1人
		②製造業（コークス製造業を除く）、鉱業の場合	10万kℓ／年度以上	4人
			5万kℓ／年度以上10万kℓ／年度未満	3人
			2万kℓ／年度以上5万kℓ／年度未満	2人
			2万kℓ／年度未満	1人
エネルギー管理員	第一種指定事業者（第一種エネルギー管理指定工場等（製造5業種以外））[注3]			1人
	第二種特定事業者（第二種エネルギー管理指定工場等）[注3]			1人

エネルギー管理統括者等は、一定の条件を満たす場合に限り、兼任、外部委託を認めています。　詳細については、以下のURLを御参照ください。
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/

注4：エネルギー管理士の免状を取得するためには、エネルギー管理士試験に合格するかエネルギー管理研修を修了することが必要です。
- ●エネルギー管理士免状の所有者をエネルギー管理士といい、エネルギー管理者等に選任することができます。
- ●エネルギー管理士免状は、以下のいずれかに該当する者が、免状交付申請を行うことにより交付を受けられます。
  - ①指定試験機関が実施する「エネルギー管理士試験」に合格し、1年以上の実務経験がある者
  - ②実務経験3年以上の者で登録研修機関が実施する「エネルギー管理研修」を修了した者

注5：エネルギー管理講習の修了者は、エネルギー管理企画推進者、エネルギー管理員に選任することができます。
- ●指定講習機関が実施するエネルギー管理講習の修了者は、エネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員として選任することができます。
- ●エネルギー管理講習は、受講資格に制限がなく、誰でも受講できます。
- ●事業者は、エネルギー管理講習修了者の中からエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員を選任している場合には、当該者に定期的*に資質向上講習を受講させなければなりません（*講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年。ただし、講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して2年を超えた日以降に選任した場合は、選任した日の属する年度の翌年度）。

⑤定期報告書

特定事業者、特定連鎖化事業者及び認定管理統括事業者は、毎年度のエネルギーの使用の状況等について、翌年度7月末日までに事業者の主たる事務所（通常は本社）の所在地を管轄する経済産業局及び当該事業者が設置している全ての工場等に係る事業の所管省庁に「定期報告書」を提出しなければなりません。

■定期報告書では、エネルギー使用量、エネルギー消費原単位及び電気需要標準化評価原単位とそれらの推移、エネルギーを消費する設備の状況、判断基準の遵守状況等を報告します（p.21～p.36参照）。
■エネルギー使用量の算出に当たっては、燃料の使用量、他人から供給された熱及び電気の使用量が対象になり、これを原油換算kℓで合算します。
■エネルギー消費原単位の算出に当たっては、エネルギー使用量から、外販したエネルギー量及び購入した未利用熱量を差し引いた値をエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値で除します。
■電気需要平準化評価原単位の算出に当たっては、電気需要平準化時間帯の買電量に評価係数α（=1.3）－1を乗じたものを、上記エネルギー使用量に加え、外販したエネルギー量及び購入した未利用熱量を引き、エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値で除します。

エネルギー消費原単位＝（A－B－B'）／C

A＝エネルギー使用量（燃料の使用量、他人から供給された熱の使用量、他人から供給された電気の使用量）
B＝外販したエネルギー量　　B'＝購入した未利用熱量
C＝エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値
（例：生産数量、売上高、建物床面積、入場者数、外来者数、ベッド数×稼働率　等）
※「A」、「B」、「B'」は原油換算値kℓとして計算。

電気需要平準化評価原単位＝｛A＋a×（評価係数α－1）－B－B'｝／C

A＝エネルギー使用量（燃料の使用量、他人から供給された熱の使用量、他人から供給された電気の使用量）
a＝電気需要平準化時間帯の買電量
評価係数α＝1.3
B＝外販したエネルギー量　　B'＝購入した未利用熱量
C＝エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値
（例：生産数量、売上高、建物床面積、入場者数、外来者数、ベッド数×稼働率　等）
※「A」、「a」、「B」、「B'」は原油換算値kℓとして計算。

「エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（C）」の設定例

製造部門	非製造部門（業務部門）
生産量	延床面積
生産台数	従業員数
稼働時間	施設稼働率
生産金額	施設稼働時間
生産量×稼働時間	延床面積×設備稼働率

定期報告書作成支援ツールはこちらをご覧ください。（誤記や記入漏れ防止機能付き）
http://www.enecho.meti.go.jp/notice/topics/003/#haedline21

省エネ法・温対法電子報告システムの利用方法はこちらをご覧ください。
https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/system

⑥産業トップランナー制度（ベンチマーク制度）

ベンチマークとは、特定の業種・分野について、当該業種等に属する事業者が、中長期的に達成すべき省エネ基準（ベンチマーク）です。省エネの状況が他社と比較して進んでいるか遅れているかを明確にし、進んでいる事業者を評価するとともに、遅れている事業者には更なる努力を促すため、各業界で全体の約1～2割の事業者のみが満たす水準を、事業者が目指すべき水準として設定しています。

区分	事業	ベンチマーク指標	目指すべき水準
1A	高炉による製鉄業	粗鋼量当たりのエネルギー使用量	0.531kℓ／t以下
1B	電炉による普通鋼製造業	上工程の原単位（粗鋼量当たりのエネルギー使用量）と 下工程の原単位（圧延量当たりのエネルギー使用量）の和	0.143kℓ／t以下
1C	電炉による特殊鋼製造業	上工程の原単位（粗鋼量当たりのエネルギー使用量）と 下工程の原単位（出荷量当たりのエネルギー使用量）の和	0.36kℓ／t以下
2	電力供給業	A:各発電方式（石炭・ガス・石油その他の燃料）の発電効率を発電効率の目標値で除した値と各発電方式による発電量の比率と積の和 B:各発電方式（石炭・ガス・石油その他の燃料）の発電効率と各発電方式による発電量の比率と積の和	A:1.00以上 かつ B:44.3%以上
3	セメント製造業	原料工程、焼成工程、仕上げ工程、出荷工程等それぞれの工程における生産量（出荷量）当たりのエネルギー使用量の和	3,739MJ／t以下
4A	洋紙製造業	洋紙製造工程の洋紙生産量当たりのエネルギー使用量	6,626MJ／t以下
4B	板紙製造業	板紙製造工程の板紙生産量当たりのエネルギー使用量	4,944MJ／t以下
5	石油精製業	石油精製工程の標準エネルギー使用量（当該工程に含まれる装置ごとの通油量に適切であると認められる係数を乗じた値の和）当たりのエネルギー使用量	0.876以下
6A	石油化学系基礎製品製造業	エチレン等製造設備におけるエチレン等の生産量当たりのエネルギー使用量	11.9GJ／t以下
6B	ソーダ工業	電解工程の電解槽払出カセイソーダ重量当たりのエネルギー使用量と 濃縮工程の液体カセイソーダ重量当たりの蒸気使用熱量の和	3.22GJ／t以下
7	コンビニエンスストア業	当該事業を行っている店舗における電気使用量の合計量を当該店舗の売上高（税抜）の合計量にて除した値	845KWh／百万円以下
8	ホテル業	当該事業を行っているホテルにおけるエネルギー使用量を①から⑦の合計量にて除した値を、ホテルごとのエネルギー使用量により加重平均した値 ①宿泊・共用部門の面積に2.238を乗じた値 ②食堂・宴会場の面積に6.060を乗じた値 ③屋内駐車場の面積に0.831を乗じた値 ④収容人数に−48.241を乗じた値 ⑤従業員数に32.745を乗じた値 ⑥年間の宿泊客数に0.152を乗じた値 ⑦年間の飲食・宴会利用客数に0.030を乗じた値	0.723以下
9	百貨店業	当該事業を行っている店舗におけるエネルギー使用量を①と②の合計量にて除した値を、店舗ごとのエネルギー使用量により加重平均した値 ①延床面積に0.0531を乗じた値 ②売上高に0.0256を乗じた値	0.792以下
10	食料品スーパー業	当該事業を行っている店舗におけるエネルギー使用量を①から③の合計量にて除した値を、店舗ごとのエネルギー使用量により加重平均した値 ①延床面積に2.543を乗じた値 ②年間営業時間に0.684を乗じた値 ③店舗に設置されている冷蔵用又は冷凍用のショーケースの外形寸法の幅の合計に5.133を乗じた値	0.799以下
11	ショッピングセンター業	当該事業を行っている施設におけるエネルギー使用量を延床面積にて除した値を、施設ごとのエネルギー使用量により加重平均した値	0.0305kℓ/㎡
12	貸事務所業	ビルのエネルギーを試算して省エネルギー対策適用時の削減効果を比較評価するツールによって算出される、当該事業を行っている事業所におけるエネルギーの削減余地を、事業所ごとのエネルギー使用量により加重平均した値	16.3%以下

産業トップランナー制度（ベンチマーク制度）の最新情報は下記URLをご覧ください。
http://www.enecho.meti.go.jp/notice/topics/003/#haedline22

⑦事業者クラス分け評価制度

提出された定期報告書等の内容を確認し、事業者をS（優良事業者）・A（一般事業者）・B（停滞事業者）へクラス分けします。Sクラスの事業者は、優良事業者として経済産業省のホームページで公表されます。
Bクラスの事業者については判断基準の遵守状況、エネルギー消費原単位、電気需要平準化評価原単位の推移等について確認するため、「報告徴収」、「立入検査」、「工場等現地調査」が行われる場合があります。また、報告徴収、工場等現地調査、立入検査の結果、判断基準遵守状況が不十分と判断された場合、Cクラス（要注意事業者）となり指導等が行われます。
エネルギーの使用の合理化の状況が判断基準に照らして著しく不十分であると認められた場合には「合理化計画の作成指示」が行われます。

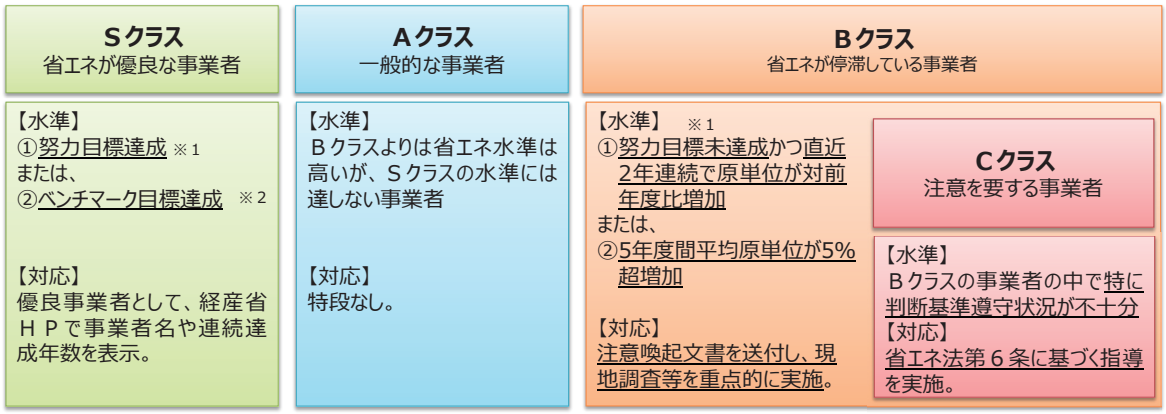

※1　努力目標:5年度間平均エネルギー消費原単位を年1％以上低減すること。
※2　ベンチマーク目標:ベンチマーク制度の対象業種・分野において設定された、事業者が中長期的に目指すべき水準。

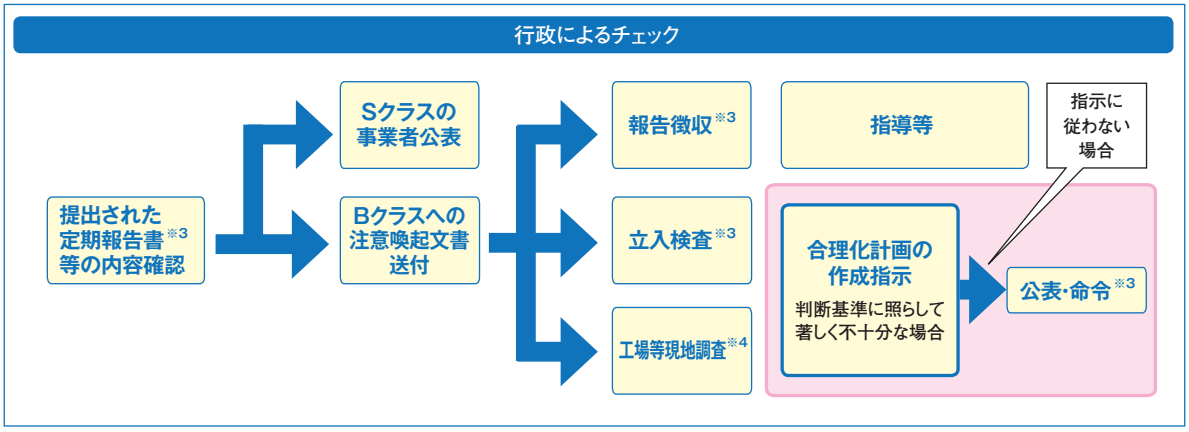

※3　定期報告書による報告若しくは報告徴収に係る報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合は、50万円以下の罰金。命令に従わない場合は100万円以下の罰金。
※4　工場等現地調査とは、特定事業者を訪問してエネルギーの使用の合理化に関する状況等の調査・確認を行うことによりエネルギーの使用の合理化の徹底を図るものです。調査は、資源エネルギー庁からの委託により実施されます。

⑧中長期計画書

特定事業者、特定連鎖化事業者及び認定管理統括事業者は、毎年度、判断基準に基づくエネルギー使用合理化の目標達成のための中長期（3～5年）的な計画を作成し、毎年度7月末日までに事業者の主たる事務所（本社）所在地を管轄する経済産業局及び当該事業者が設置している全ての工場等に係る事業の所管省庁に「中長期計画書（p.20参照）」を提出しなければなりません。
なお、省エネ取組の優良事業者については、中長期計画の提出頻度が軽減されます。具体的には、工場等規制においては、直近過去2年度以上連続でS評価の場合、翌年度以降、最後に提出した中長期計画の計画期間内（5年が上限）は、S評価を継続している限りにおいて、中長期計画の提出を免除します。
中長期計画の提出頻度の軽減の条件を満たしている事業者であっても、中長期計画を提出することは可能です。
特定荷主及び特定輸送事業者の場合は、直近過去2年度以上連続で「5年度間平均エネルギー消費原単位を年1％以上低減」を達成している場合、免除が適用されます。

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
定期報告書の評価	A	S	S	S	S	S
中長期計画書	提出	提出	提出（免除申請）	免除	免除	提出

中長期計画の計画期間３年の場合
（2020年度～2022年度）

⑨事業者が遵守すべき判断基準

●判断基準とは（工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年3月31日経済産業省告示第66号））

判断基準とは、エネルギーを使用し事業を行う全ての事業者が、エネルギーの使用の合理化を適切かつ有効に実施するために必要な判断の基準となるべき事項を告示として公表したものです。
各事業者はこの判断基準に基づき、エネルギー消費設備ごとや省エネルギー分野ごとに、運転管理や計測・記録、保守・点検、新設に当たっての措置のうち、該当するものについて管理標準を定め、これに基づきエネルギーの使用の合理化に努めなければなりません。
判断基準は基準部分と目標部分で構成されています。概要は以下のとおりです。

Ⅰ　基準部分

Ⅰ－１　全ての事業者が取り組むべき事項：
事業者及び連鎖化事業者が工場等全体を俯瞰して取り組むべき事項として以下の(1)～(8)までの８項目を規定

（１）取組方針（目標、設備の運用・新設・更新）の策定
（２）管理体制の整備
（３）責任者等の配置等
　① 責任者の責務
　② 責任者を補佐する者の責務
　③ 現場実務を管理する者の責務
（４）省エネに必要な資金・人材の確保
（５）従業員に対する取組方針の周知、省エネ教育の実施
（６）取組方針の遵守状況を確認・評価・改善指示
（７）取組方針及び遵守状況の評価手法の定期的な精査・変更
（８）取組方針や管理体制等の文書管理による状況把握

Ⅰ－２　１　工場単位、設備単位での基本的実施事項：

（１）生産性向上を通じたエネルギーの使用の合理化
（２）エネルギー管理に係る計量器等の整備
（３）エネルギー多消費設備の廃熱等の把握・分析等
（４）既存設備の老朽化の状況の把握・分析等
（５）エネルギー効率の高い機器の導入と余裕度の最適化
（６）エネルギー使用の最小化

Ⅰ－２　２　エネルギー消費設備等に関する事項
２－１　事務所：主要な設備について、その管理、計測・記録、保守・点検、新設に当たっての措置の基準を規定

（１）空気調和設備、換気設備	（５）発電専用設備、コージェネレーション設備
（２）ボイラー設備、給湯設備	（６）事務用機器、民生用機器
（３）照明設備、昇降機、動力設備	（７）業務用機器
（４）受変電設備、ＢＥＭＳ	（８）その他

２－２　工場等：エネルギーの使用に係る各過程について、その管理、計測・記録、保守・点検、新設に当たっての措置の基準を規定

（１）燃料の燃焼の合理化	（４）熱の動力等への変換の合理化
（２）加熱及び冷却並びに伝熱の合理化	（５）放射、伝導、抵抗等によるエネルギーの損失の防止
（３）廃熱の回収利用	（６）電気の動力、熱等への変換の合理化

Ⅱ　目標部分

＜前段＞
●事業者及び連鎖化事業者が中長期的に努力し、計画的に取り組むべき事項について規定

- 設置している工場全体として又は工場等ごとに、エネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位を中長期的にみて年平均１％以上低減の努力
- ベンチマーク達成に向けての努力
- ＩＳＯ５０００１の活用の検討　等

１－１　事務所：主要な設備について、事業者として検討、実施すべき事項を規定

（１）空気調和設備	（５）照明設備	（６）昇降機
（２）換気設備	（７）ＢＥＭＳ	
（３）ボイラー設備	（８）コージェネレーション設備	
（４）給湯設備	（９）電気使用設備	

１－２　工場等：主要な設備について、事業者として検討、実施すべき事項を規定

（１）燃焼設備	（５）電気使用設備
（２）熱利用設備	（６）空気調和設備、給湯設備、換気設備、昇降機等
（３）廃熱回収装置	（７）照明設備
（４）コージェネレーション設備	（８）工場エネルギー管理システム

２．その他エネルギーの使用の合理化に関する事項

（１）熱エネルギーの効率的利用のための検討
（２）余剰蒸気の活用等
（３）未利用エネルギーの活用
（４）エネルギーの使用の合理化に関するサービス提供事業者の活用
（５）エネルギーの地域での融通
（６）エネルギーの使用の合理化ツールや手法の活用
（７）エネルギーの使用の合理化に関する情報技術の活用

詳細は『工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年経済産業省告示第66号）』（下記URL）をご参照ください。
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/

⑩工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針

●工場等における指針とは （工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針（平成25年12月27日経済産業省告示第271号））

工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針（以下「指針」という。）とは、電気を使用して事業を行う事業者が、電気の需要の平準化に資する措置を適切かつ有効に実施するために取り組むべき措置を告示として公表したものです。
指針において、電気の需要の平準化を推進する必要があると認められる時間帯（電気需要平準化時間帯）を、7月1日から9月30日及び12月1日から3月31日までの8～22時までと定めています。（全国一律）
各事業者はこの指針に基づき、電気需要平準化時間帯における電気の使用から燃料又は熱の使用への転換や電気需要平準化時間帯から電気需要平準化時間帯以外の時間帯への電気を消費する機械器具を使用する時間の変更などの電気の需要の平準化に資する取組に努めなければなりません。

●指針の構成

工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針

前段
●事業者が電気の需要の平準化に資する措置を実施するに当たり、特に重要かつ共通的な事項について規定
- ・電気需要平準化に資する措置とエネルギーの使用の合理化の関係
- ・電気需要平準化時間帯
- ・取組方針の策定及び時間帯別の電気使用量の把握並びに電気需要平準化評価原単位を指標とした電気需要平準化に資する措置の実施
- ・電気需要平準化に資する措置の実施に当たって留意すべき事項（エネルギーの使用の合理化を著しく妨げないこと、地域の需給状況に応じて適切に対応すること、労働環境の悪化や従業員の負担の増加につながらないようにすること）

1 電気需要平準化時間帯における電気の使用から燃料又は熱の使用への転換

1－1 自家発電設備の活用
●以下の設備の設置や運用に関する事項を規定
（1）コージェネレーション設備　（2）発電専用設備

1－2 空気調和設備等の熱源の変更
●以下の設備の設置や運用に関する事項を規定
（1）空気調和設備　（2）加熱設備

2 電気需要平準化時間帯から電気需要平準化時間帯以外の時間帯への電気を消費する機械器具を使用する時間の変更

2－1 電気を消費する機械器具の稼働時間の変更
●以下の設備の設置や運用に関する事項を規定
（1）電気加熱設備、電動力応用設備等の産業用機械器具
（2）民生用機械器具

2－2 蓄電池及び蓄熱システムの活用
●以下の設備の設置や運用に関する事項を規定
（1）蓄電池　（2）蓄熱システム

3 その他事業者が取り組むべき電気需要平準化に資する措置

（1）エネルギーの使用の合理化に関する措置
①電気需要平準化時間帯におけるエネルギーの使用の合理化に関する措置の徹底
②電気の使用量の計測管理の徹底

（2）電気需要平準化に資するサービスの活用

詳細は『工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針（平成25年経済産業省告示第271号）』（下記URL）をご参照ください。
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/

②-③ 連携省エネルギー計画の認定制度

●制度の概要

連携省エネルギー計画の認定制度とは、複数の事業者が連携して省エネ取組（連携省エネルギー措置）を行う場合に、省エネ法の定期報告書において連携による省エネ量を事業者間で分配して報告することができる制度です。制度を利用するためには、「連携省エネルギー計画」を作成の上、経済産業大臣又は経済産業局長に提出し、認定を受ける必要があります。
また、連携省エネルギー措置の支援制度として、租税特別措置法に基づく、連携省エネルギー税制（詳細はp.41）があります。

制度を利用しない場合

・エネルギーの使用の状況等を企業単位で報告するため、連携による省エネ取組を行っても、効果が適切に評価されない。

制度を利用すると・・・

・連携による省エネ量を企業間で分配して報告可能に。

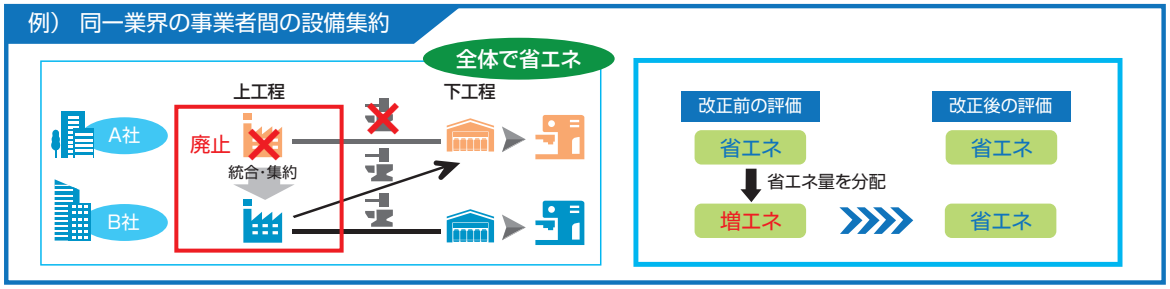

●制度活用の流れ

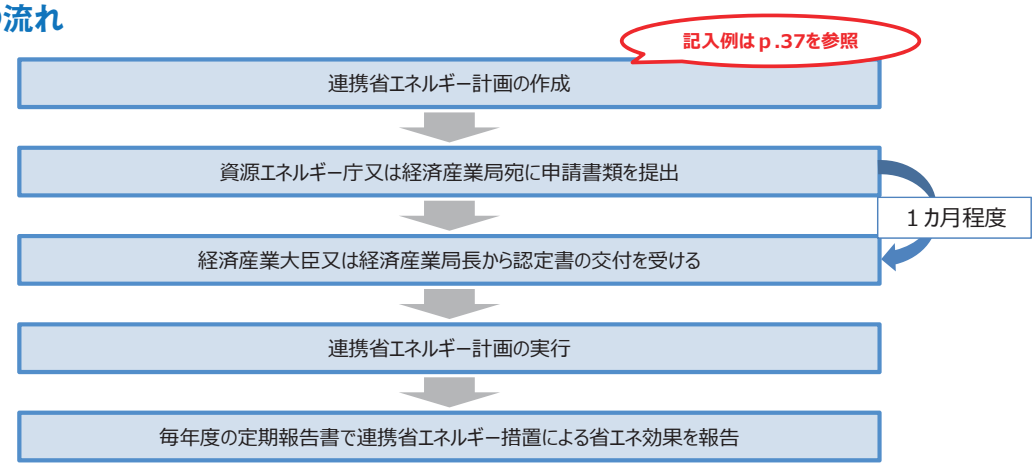

※既に行っている連携省エネ取組についても、認定を受けることが可能です。
※計画を変更する場合は、変更の認定を受ける必要があります。ただし、名称や住所等の軽微な変更の場合は、変更の認定は不要です。

●認定基準

認定を受けるためには、連携省エネルギー計画が「連携省エネルギー計画の作成のための指針」に照らして適切なものでなければなりません。
作成指針は、適確な計画の作成のために検討する事項を規定したものです。認定審査では、例えば以下の事項を審査します。

【省エネ目標】
- 連携省エネルギー措置に係るエネルギー消費原単位が改善するか。

【計画の内容】
- 連携省エネルギー計画に参加する全ての事業者が、連携省エネルギー措置の目標の達成直接的に貢献しているか。
- 連携省エネルギー措置の実施によって連携省エネルギー措置の目標が達成されるか。

【実施期間】
- 実施期間中、継続的に連携省エネルギー措置が実施されるものであるか。

【省エネの配分方法】
- 省エネの分配方法が、連携省エネルギー措置を行う事業者それぞれの貢献等の実態に即しているものとなっているか。

【計画の実現性】
- 必要資金の調達に十分な見通しがついているか。

詳細は『連携省エネルギー計画申請の手引き』（下記URL）をご参照ください。
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/

②－④ 共同省エネルギー事業

●共同省エネルギー事業について

「共同省エネルギー事業」とは、事業者が他の者と共同でエネルギー使用の合理化を検討し実行することです。この事業の要件は「他の者のエネルギーの使用の合理化の推進に寄与すること」及び「我が国全体のエネルギーの使用の合理化に資すること」に該当することです。

●共同省エネルギー事業の報告

「共同省エネルギー事業」に該当した場合、事業者は定期報告書にその取組状況に係る書類を添付の上、報告することができます。また、定量化が可能な場合には、中立的な第三者の認証を受けた場合に限り、共同省エネルギー量についても報告することができます。

共同省エネルギー量 ＝ 当該事業が実施されなかった場合のエネルギー使用量 － 当該事業が実施された場合のエネルギー使用量

事業者が共同省エネルギー量を報告した際、当該事業者が自らの省エネルギー努力を十分に行っているにもかかわらず、エネルギー消費原単位が年平均1％以上低減できていなかったとしても、報告年度においてエネルギー消費原単位を年平均1％以上低減する際に必要となるエネルギー削減量見合い以上の共同省エネルギー量を報告する場合は、その状況を国として勘案・評価します。

Jークレジット制度及び国内クレジット制度により認証を受けたクレジット（省エネルギー分野のものに限る。）は、共同省エネルギー事業として定期報告書で報告することができます。

また、電気・ガスの供給事業者であってエネルギー種別の小売契約件数が30万件を超える事業者は、一般消費者に対する省エネ情報提供の実施状況を公表するよう努めなければならないこととされています。

そこで、公表努力義務の対象事業者であって、特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者については、①情報提供の状況、②情報提供の実施状況に関する公表の状況、③エネルギーの使用の合理化の取組状況を表す指標を共同省エネルギー事業として定期報告書で報告することができます。

省エネに資する情報提供状況の公表努力義務の対象範囲

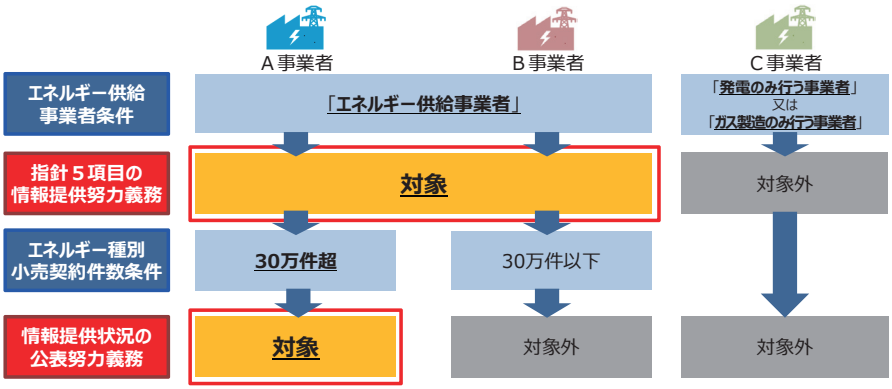

②－⑤ 認定管理統括事業者の認定制度

グループ企業の親会社等が、グループの一体的な省エネ取組を統括管理する者として認定を受けた場合、子会社等も含めて当該親会社等（認定管理統括事業者）による定期報告の提出等の義務の一体的な履行を認めます。

＜工場・事業場規制の場合＞

	改正前	改正後
定期報告・中長期計画の提出	全ての特定事業者等が報告・提出	認定管理統括事業者が一体的に提出 ※事業者クラス分け評価も一体的に実施
エネルギー管理統括者等の選任	全ての特定事業者等で選任	認定管理統括事業者においてのみ選任

※エネルギー管理者及びエネルギー管理員は引き続き
エネルギー管理指定工場等ごとに選任することが必要

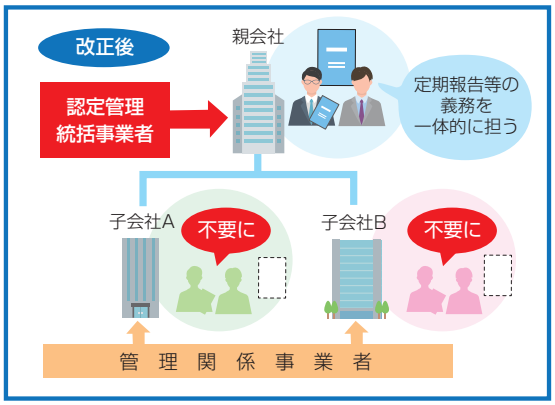

：エネルギー管理統括者　：エネルギー管理企画推進者　：定期報告及び中長期計画

●制度活用の流れ

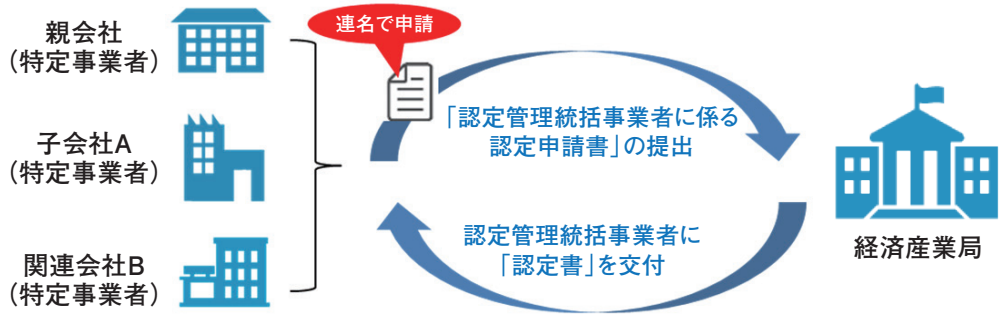

●認定要件

認定要件	具体的な基準
一定の資本関係等（密接性）	「子会社」、「関連会社」及び「これらの会社と同等の関係を有する法人等」といった**密接関係者**であること
エネルギー管理の一体性	以下の内容をすべて含む書面化された「取決め」があること ① 工場等におけるエネルギーの使用の合理化の取組方針 ② 工場等におけるエネルギーの使用の合理化を行うための体制 ③ 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関するエネルギー管理の手法
エネルギー使用量	前年度のエネルギー使用量の合計が１,５００kℓ以上

詳細は『認定管理統括事業者制度について』（下記URL）をご参照ください。
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/

②-⑥ 登録調査機関による確認調査制度

特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者（以下「特定事業者等」という。）は、登録調査機関に確認調査申請書を提出し認定を受ければ、定期報告書の提出等が免除されます。

❶特定事業者等は、登録調査機関に確認申請を行います。
❷申請を受けた登録調査機関は、定期報告と同等の事項を、書類検査及び立入検査により、有料で確認調査します。
❸確認調査の結果、省エネの取組が判断基準に照らして十分である（適合）と認めるときは、その旨の書面を交付し、主務大臣（経済産業大臣と事業所管大臣）に対して確認調査の結果を報告します。
❹書面を交付された特定事業者等については、その年度内に限り、定期報告書の提出や合理化計画の作成指示に関する規定等の適用が免除されます。

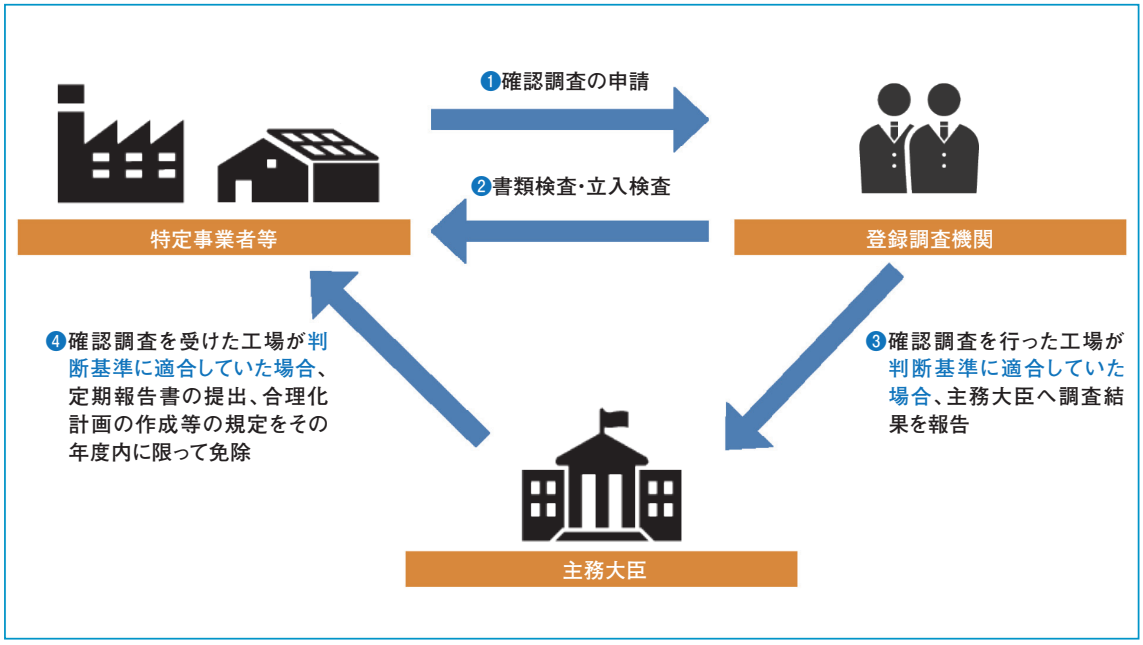

2019年1月現在7機関が登録されています。詳細は、以下のURLを御参照ください。
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/004/002/

③ 輸送に係る措置

輸送に係る措置には、輸送事業者に係る措置と荷主に係る措置とがあります。
輸送事業者とは、貨物又は旅客の輸送を業として、エネルギーを使用して事業を行う者をいいます。
荷主とは、自らの事業に関して自らの貨物を継続して貨物輸送事業者に輸送させる者をいいます。

●輸送事業者に係る措置

❶ 特定輸送事業者

国土交通大臣が、自らの事業活動に伴って、他人又は自らの貨物を輸送している者及び旅客を輸送している者のうち、輸送区分ごとに保有する輸送能力が、一定基準以上（鉄道300両、トラック200台、バス200台、タクシー350台、船舶2万総トン（総船腹量）、航空9,000トン（総最大離陸重量））である者を特定輸送事業者として指定します。

❷ 輸送能力の届出

貨物又は旅客の輸送区分ごとの前年度末日の輸送能力が、一定基準以上であった輸送事業者は、翌年度4月末日までに、所管地域の地方運輸局長あてに「輸送能力届出書」を提出してください。この場合、特定輸送事業者（貨物、旅客、航空）として指定され、以下の特別な義務がかかります。

❸ 義務内容

①中長期計画の作成（原則年1回、国土交通大臣に提出）
　※省エネ取組が優良な事業者は、一定の条件を満たせば提出が免除されます。（詳細はp.10）
②定期の報告（年1回、国土交通大臣に提出）
③認定管理統括貨客輸送事業者の認定申請（任意の制度）
④貨客輸送連携省エネルギー計画の認定申請（任意の制度）

❹ 行政によるチェック

・特定輸送事業者は、提出された定期報告書等の内容に基づき、判断基準の遵守状況、エネルギー消費原単位の推移等について確認するため、「報告徴収」、「立入検査」等が行われる場合があります。
・エネルギーの使用の合理化の状況が判断基準に照らして著しく不十分であると認められた場合には「勧告」、「公表」、「命令」等が行われることがあります。

●荷主に係る措置

■荷主の定義

法第百五条第一号で定められた荷主について（一号荷主）

●**貨物輸送事業者との契約等により貨物を輸送させている事業者が荷主**となる。
ただし、他の事業者により実質的に貨物の輸送方法等が決定されている場合は除く。

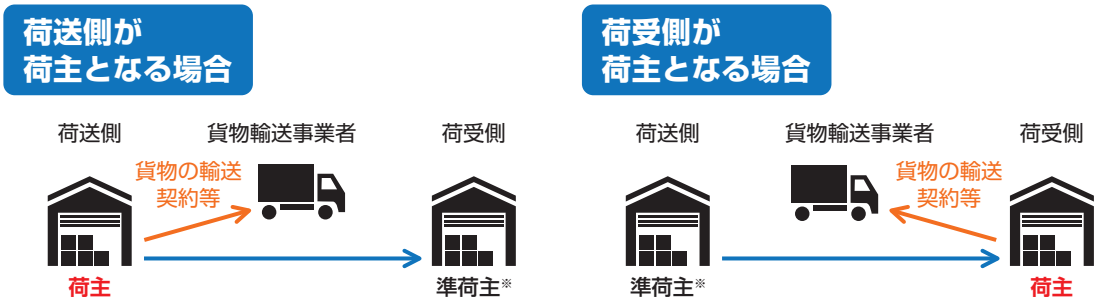

法第百五条第二号で定められた荷主について（二号荷主）

●貨物輸送事業者との契約等がなくとも、貨物輸送事業者に貨物を輸送させている事業者との契約等において、**当該貨物の輸送方法等を実質的に決定している事業者は荷主となる**。

「輸送の方法等を実質的に決定している」とはどういうことか？

貨物の輸送方法等の要素として、
①輸送モード（一定の料金内での輸送を指示した場合も、その料金内で利用可能な輸送手段を決定しているものと考える。）
②受取日時、③受取場所、④引渡日時、⑤引渡場所
等が考えられるが、これらのうち①～③のすべてを決める場合を指す。

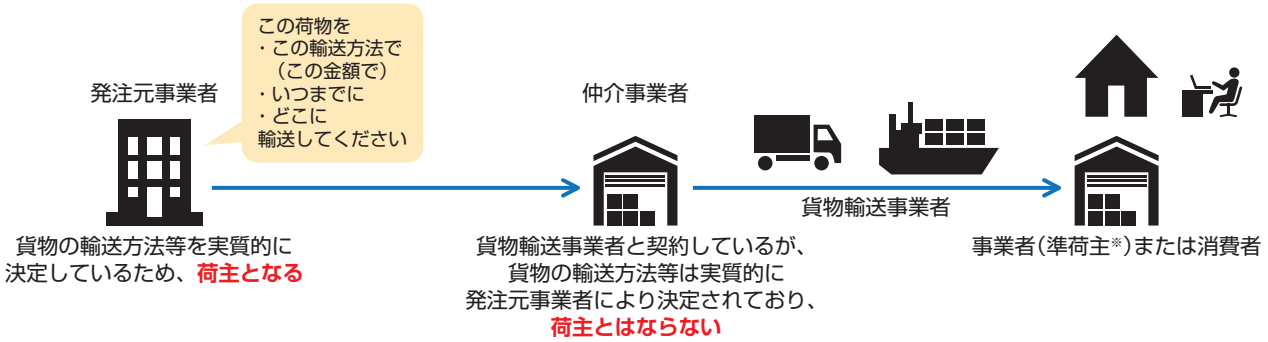

※準荷主とは、自らの事業（貨物の輸送の事業を除く。）に関して、貨物輸送事業者が輸送する貨物を継続して受け取り、又は引き渡す者（荷主を除く）であって、当該貨物の受取又は引き渡しを行う日時等についての指示ができるもの。
準荷主が行うべきことについては、『準荷主ガイドライン』（以下URL）をご参照ください。
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/ninushi/pdf/junninushi.pdf

❶ 特定荷主

経済産業大臣が、自らの事業に関して自らの貨物を継続して貨物輸送事業者に輸送させる者のうち、年度間の自らの貨物の輸送量（トンキロ）の合計が、3,000万トンキロ以上である者を特定荷主として指定します。

❷ 貨物輸送量の届出

年度間の貨物輸送量が、3,000万トンキロ以上となった場合は、翌年度4月末日までに、事業者の主たる事務所（本社）所在地を管轄する経済産業局長あてに「貨物の輸送量届出書」を提出してください。この場合、特定荷主として指定されます。

❸ 義務内容

①中長期計画の作成（原則年1回、主務大臣（経済産業大臣＋事業所管大臣）に提出）
※省エネ取組が優良な事業者は、一定の条件を満たせば提出が免除されます。（詳細はp.10）
②定期の報告（年1回、主務大臣（経済産業大臣＋事業所管大臣）に提出）
③認定管理統括荷主の認定申請（任意の制度）
④荷主連携省エネルギー計画の認定申請（任意の制度）

❹ 行政によるチェック

・特定荷主は、提出された定期報告書等の内容に基づき、判断基準の遵守状況、エネルギー消費原単位の推移等について確認するため、「報告徴収」、「立入検査」等が行われる場合があります。
・エネルギーの使用の合理化の状況が判断基準に照らして著しく不十分であると認められた場合には「勧告」、「公表」、「命令」等が行われることがあります。

輸送に係る措置の詳細については、以下のURLを御参照ください。
経済産業省：http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/ninushi/
国土交通省：http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000002.html

4 機械器具等に係る措置

●エネルギー消費機器等に係る措置

機械器具等（自動車、家電製品や建材等）に係る措置として、『トップランナー制度』による省エネ基準を導入しています。
トップランナー制度では、対象となる機器や建材の製造事業者や輸入事業者に対し、エネルギー消費効率の目標を示して達成を促すとともに、エネルギー消費効率の表示を求めています。
目標となる省エネ基準（トップランナー基準）は、現在商品化されている製品のうち、エネルギー消費効率が最も優れているもの（トップランナー）の性能に加え、技術開発の将来の見通し等を勘案して定めています。

1	乗用自動車	9	ビデオテープレコーダー	17	自動販売機	25	プリンター
2	エアコンディショナー	10	電気冷蔵庫	18	変圧器	26	ヒートポンプ給湯器
3	照明器具（蛍光灯器具・電球形蛍光ランプ）	11	電気冷凍庫	19	ジャー炊飯器	27	三相誘導電動機
4	テレビジョン受信機	12	ストーブ	20	電子レンジ	28	電球形LEDランプ
5	複写機	13	ガス調理機器	21	DVDレコーダー	29	ショーケース
6	電子計算機	14	ガス温水機器	22	ルーティング機器	30※	断熱材
7	磁気ディスク装置	15	石油温水機器	23	スイッチング機器	31※	サッシ
8	貨物自動車	16	電気便座	24	複合機	32※	複層ガラス

※30～32は、建材トップランナー制度[注6]対象品目

注6：準建材トップランナー制度
2017年に、建材トップランナー制度に準じた「準建材トップランナー制度」を導入し、「吹付け硬質ウレタンフォーム（断熱材）」がその対象となりました。
それに伴い、吹付け硬質ウレタンフォーム原液の製造等を行う者及び施工を行う者の判断基準となるべき事項等が定められたガイドラインが公表されました（下記URL）。
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/pdf/top_runner/urethane.pdf

■製造・輸入事業者への表示義務の例

形　名（ご注文形名）	光源色	グローブ種別（色）	定格入力電圧（V）	定格消費電力（W）*	定格入力電流（A）	全光束（lm）*	エネルギー消費効率（lm/W）	定格寿命（h）	区分名
[redacted]	電球色	樹脂乳白	100	4.9	0.084	485	98.9	40000	2
[redacted]	昼白色	樹脂乳白	100	4.4	0.075	485	110.2	40000	1

形名、区分名、消費電力等をカタログ等に表示

■小売り事業者を対象とする表示制度の例

統一省エネラベル（電気冷蔵庫）

本ラベル内容が何年度のものかを表示

ノンフロン電気冷蔵庫はノンフロンマークを表示

多段階評価
市場における製品の省エネ性能の高い順に５つ星から１つ星で表示

省エネラベル（省エネラベリング制度）

年間の目安電気料金
エネルギー消費効率をわかりやすく表示するために、年間の目安電気料金で表示
※電気料金目安単価を１kWhあたり２７円（税込み）として算出

5 各種提出書類記入例

エネルギー使用状況届出書　記入例

■事業者全体（企業単位）としてのエネルギー使用量（原油換算値）の合計が1,500kℓ／年度以上であった場合には、その結果を翌年度5月末日までに、本社の所在地を管轄する経済産業局に「エネルギー使用状況届出書」を提出してください。

■個別の工場や事業場等、事業所単位で1,500kℓ／年度以上のエネルギー使用量（原油換算値）であった場合には、該当する工場等の名称、所在地、事業の名称及びエネルギー使用量を記載してください。

様式第1（第5条又は第40条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

エネルギー使用状況届出書

○○経済産業局長　殿

提出先：事業者の主たる事務所（通常は本社）の所在地を管轄する経済産業局長
※定期報告書の提出先と異なります。

２０○○年　○月　○日

住　所　東京都○○○○
法人名　株式会社□△○工業
法人番号　○○○○○○○○○○○○○
代表者の役職名　代表取締役社長
代表者の氏名　経済　太郎　印

正式名称を略さず記載

国税庁HPに掲載されている13桁の法人番号（半角）を入力。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第
のとおり届け出ます。

1．事業者に関する事項

事業者の名称	株式会社□△○工業				
主たる事務所の所在地	〒１○○-○○○○ 東京都○○○○				
主たる事業	製鋼・製鋼圧延業				
細分類番号	2	2	2	1	
エネルギーの使用量（２０１８年度）	２０，９１９　原油換算kl				
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第１８条第１項に定める連鎖化事業者	該当する　該当しない				

2．エネルギーの使用量がエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第６条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	細分類番号				事業の名称	エネルギーの使用量（原油換算kl）
高岡工場	〒933-○○○○ 富山県○○○○	2	2	2	1	製鋼・製鋼圧延業	１１，０３８
仙台工場	〒981-○○○○ 宮城県○○○○	2	2	2	1	製鋼・製鋼圧延業	７，９０５
本社	〒1○○-○○○○ 東京都○○○○	2	2	0	0	主として管理事務を行う本社等	１，８５４

3．作成担当者連絡先

所　在　地	〒１○○-○○○○ 東京都○○○○
事　業　所　名	株式会社□△○工業
所　属　部　課	エネルギー環境技術部　次長
氏　名	省エネ　三郎
電　話	××-××××-××××
F　A　X	××-××××-××××
メールアドレス	××××××@××××××

備　考	

備考　1　この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2　文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
3　届出書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
4　事業者のエネルギー使用量は、設置しているすべての工場等におけるエネルギー使用量の合計値を記入すること。また、連鎖化事業者にあっては、その設置しているすべての工場等及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業者の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等におけるエネルギー使用量の合計値を記入すること。
5　エネルギー使用量を算出する際、別表第2に規定する換算係数に代えて、当該熱を発生させるために使用された燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該係数の根拠となる資料を添付すること。
6　エネルギーの使用の合理化等に関する法律第18条第1項に定める連鎖化事業者の欄は、該当する又は該当しないのいずれかを○で囲むこと。
7　「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、当該工場等において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
8　2.エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等の一覧の記入欄が足りない場合には、別紙に一覧を作成の上、添付すること。
9　既に特定事業者に指定されている者が特定連鎖化事業者の指定を受けようとする場合又は既に特定連鎖化事業者に指定されている者が特定事業者の指定を受けようとする場合は、その旨及び特定事業者番号又は特定連鎖化事業者番号を備考欄に記載すること。

エネルギー管理統括者選任届出書　記入例

■特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者の指定を受けた場合は、「エネルギー管理統括者」及び「エネルギー管理企画推進者」をそれぞれ1名選任し、本社の所在地を管轄する経済産業局に「エネルギー管理統括者／エネルギー管理企画推進者選任届出書」を提出してください。

※「エネルギー管理統括者」については、指定後、遅滞無く選任。
※「エネルギー管理企画推進者」については、指定後、6ヶ月以内に選任。
※提出期限は、選解任のあった日以降の最初の7月末日。
※エネルギー管理講習受講者であってエネルギー管理企画推進者ないし管理員に選任される者の選任日は、講習受講日以降とすること。

様式第4（第12条又は第15条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

｛エネルギー管理統括者／エネルギー管理企画推進者｝選任・解任届出書

○○経済産業局長　殿

提出先：事業者の主たる事務所（通常は本社）の所在地を管轄する経済産業局長
※定期報告書の提出先と異なります。

２０○○年　○月　○日

住　所　東京都○○○○
法人名　株式会社□△○工業
法人番号　○○○○○○○○○○○○○
代表者の役職名　代表取締役社長
代表者の氏名　経済　太郎　印

関する法律第８条第３項、第９条第３項、第１９条第３項、第２０条第３項、第３０条第３項又は第３１条第３項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1．特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者に関する事項

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	×××・・・・××
事業者の名称	株式会社□△○工業
主たる事務所の所在地	〒１○○-○○○○ 東京都○○○○

2．エネルギー管理統括者の氏名等

選任の年月日	2018年７月１日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
解任の年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
職　名	取締役（環境・CSR担当）			
氏　名	省エネ　一郎			
選任又は解任の理由	特定事業者として指定されたため			

3．エネルギー管理企画推進者の氏名等

選任の年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
解任の年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
職　名				
氏　名				
生年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号				
選任又は解任の理由				

4．作成担当者連絡先

所　在　地	〒１○○-○○○○ 東京都○○○○
事　業　所　名	株式会社□△○工業
所　属　部　課	エネルギー環境技術部　次長
氏　名	省エネ　三郎
電　話	××-××××-××××
F　A　X	××-××××-××××
メールアドレス	××××××@××××××

備　考	

備考　1　この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2　文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
3　届出書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
4　括弧書きになっている題名については、届け出ようとする者の職名を○で囲むこと。
5　2．エネルギー管理統括者の氏名等及び3．エネルギー管理企画推進者の氏名等の記入欄が足りない場合には、別紙に一覧を作成の上、添付すること。

中長期計画書　記入例

■特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者の指定を受けた場合、事業者は原則毎年度7月末日までに、本社の所在地を管轄する経済産業局と事業を所管する主務大臣に「中長期計画書」を提出してください。

様式第８（第 35 条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

※記載欄は入力しないでください。

中　長　期　計　画　書

毎年度7月末日までに提出

正式名称を略さず記載。

○○経済産業局長　殿

提出先：事業者の主たる事務所（通常は本社）の所在地を管轄する経済産業局長及び当該事業者が設置している全ての工場等に係る事業の所管省庁の長

２０○○年　○月　○日

住　所　東京都○○○○
法人名　株式会社□△○工業
法人番号　○○○○○○○○○○○○○
代表者の役職名　代表取締役社長
代表者の氏名　経済　太郎　印

代表者員の押印が必要。※オンライン申請の場合は、事前の申請によって不要となります。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第 [illegible] の規定に基づき、次のとおり提出します。

国税庁HPに掲載されている13桁の法人番号(半角)を入力。

Ⅰ　特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者の名称等

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	×××・・・・××
事業者の名称	株式会社□△○工業
主たる事務所の所在地	〒１○○-○○○○ 東京都○○○○
主たる事業	製鋼・製鋼圧延業
細分類番号	２　２　２　１
エネルギー管理統括者の職名・氏名	職名　取締役（環境・ＣＳＲ担当） 氏名　省エネ　一郎
エネルギー管理企画推進者の職名・氏名・勤務地・連絡先	職名　エネルギー環境技術部　次長 氏名　省エネ　二郎 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 ××-２００６-３-×××× 勤務地　〒１○○-○○○○ 東京都○○○○ 電話（　××-××××-×××× FAX（　××-××××-×××× メールアドレス　×××××@××××× 中長期計画書の提出頻度の軽減の条件に該当しており、当該条件を満たす限り、翌年度以降は下記の計画期間中の中長期計画書の提出免除を
中長期計画書の提出免除の希望	■　希望する
本計画書の計画期間	（　２０１９　）年　～（　２０２

最後に取得した事業者番号を入力。認定管理統括事業者として計画書を提出する場合には、過去の特定事業者番号等を記入していないか確認。

正式名称を略さず記載。

日本標準産業分類の細分類項目名を記載

日本標準産業分類の細分類番号（4桁の数字）。

人事異動等で変更があった場合は、併せて選解任届（様式第4）を提出。なお、提出時点で未選任の場合には、作成実務者の職名等を記入し、エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号の欄には、”選任中“、氏名の後ろに”（作成実務者）“と記載。

勤務地、電話、FAX、メールアドレスは、エネルギー管理企画推進者（作成実務者の場合を含む。）に直接連絡が取れる連絡先を記入。

希望する場合は、□欄を塗りつぶすこと。

提出免除を希望する場合は、2～5年の期間を記載

事業者クラス分け評価制度において直近過去2年度以上連続でS評価の場合、翌年度以降S評価を継続している限りにおいて、計画期間内（5年が上限）は、中長期計画の提出を免除することが可能

Ⅱ　計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果

複数の工場・事業場が該当する場合には、それぞれの工場等の名称を記入、すべての工場が対象となる場合には、“全工場”とする。

内容欄は、設備投資等を伴う省エネ計画を記入。

内容	該当する工場等	実施時期	エネルギー使用合理化期待効果（原油換算 kl/年）
空気調和設備、換気設備の更新 エネルギー消費効率の高い設備への更新	全工場	2019 年度～2021 年度	１００ｋｌ/年
ボイラー設備の更新 エネルギー消費効率の高い設備への更新	横浜工場	2019 年度	２５０ｋｌ/年
照明設備の更新 ＬＥＤ電灯器具への更新	本社、支社、全工場	2019 年度～2021 年度	１５ｋｌ/年
受変電設備の更新等 受変電設備を更新するとともに、ＢＥＭＳを導入してエネルギーマネジメントを実施	本社、支社	2019 年度～2022 年度	３００ｋｌ/年
発電専用設備の運転管理の見直し ガスタービン、蒸気タービン、ガスエンジンの並列運転に際して、負荷平準化や総合効率の向上を実現するために管理標準を見直し	大阪工場、名古屋工場	2020 年度	１２０ｋｌ/年
コージェネレーション設備の新設 熱及び電力需要に見合った適正規模のコージェネレーション設備を導入	札幌工場	2020 年度～2021 年度	２００ｋｌ/年
熱交換器の更新等 管理標準を設定し、熱媒体の過剰供給の減少、運転の集約化を図るとともに、熱交換器の更新による配列の適正化を通じて熱効率を向上	全工場	2019 年度～2022 年度	１５０ｋｌ/年
事務用機器、業務用機器の更新 エネルギー消費効率の高い機器への更新	本社、支社、全工場	2019 年度～2023 年度	１５ｋｌ/年

Ⅲ　その他エネルギーの使用の合理化に関する事項

１　従来からの「省エネ推進責任者会議」を改組し、エネルギー管理統括者（取締役（環境・ＣＳＲ担当））を委員長、エネルギー管理企画推進者（エネルギー環境技術部　次長）を副委員長とし、本社各部、支社、全工場から１名の部長を委員とする「省エネ委員会」を立ち上げた。
　主たるミッションは、省エネルギーの推進と CO2 排出量の削減に関して全社の組織を見渡した中長期基本計画（５年間）の作成と、そのローリングプランとしての年度計画の作成、及び毎四半期毎の年度計画の達成状況のチェックである。
　本中長期計画は、この「省エネ委員会」において承認されたものである。

２　また、本年より、全社的に固定エネルギー削減計画をスタートしており、この一環として３年間で順次、高効率照明等の導入、事務用機器・業務用機器の更新に基準エネルギー消費効率以上のモノを採用することを決定した。

Ⅳ　前年度計画書との比較

削除理由は、「実施済み」「計画順延」「計画中止」等とする。

削除した計画	該当する工場等	理由
ボイラー設備の設備更新	大阪工場	実施済み
追加した計画	**該当する工場等**	**理由**
照明設備の更新 ＬＥＤ電灯器具への更新	本社、支社、全工場	費用対効果が高く、大きな省エネ効果が見込まれるため。

追加理由は、「設備計画の承認（新設）、変更」「設備の新設、更新」等とする。

備考
1　この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2　文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
3　計画書冒頭の※印を付した「受理年月日」欄及び「処理年月日」欄には記入しないこと。
4　Ⅰの「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
5　Ⅱの「該当する工場等」の欄には、複数工場等が該当する場合はそれぞれの工場等の名称を記載し、全工場等が該当する場合は全工場等と記入すること。
6　Ⅱの「エネルギー使用合理化期待効果」の欄には、基準年度を報告年度とし、計画完了年度における年間エネルギー消費量の削減効果を記入すること。
7　Ⅲには、Ⅱで定量的に記載できないエネルギーの使用の合理化に向けた計画等について記入すること。また、この欄のみでは記入が困難な場合は、CSR報告書等の関係資料を添付すること。
8　Ⅳには、Ⅱ・Ⅲについて前年度と比較して記入すること。

定期報告書　記入例

■特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者の指定を受けた場合、事業者は毎年度7月末日までに、本社の所在地を管轄する経済産業局と事業を所管する主務大臣に「定期報告書」を提出してください。
■「定期報告書」は、「事業者全体の報告部分（特定ー第１表～特定ー第１２表）」、「事業者（認定管理統括事業者又は管理関係事業者）ごとの報告部分（認定ー総括表～第５表）」及び「個別の工場・事業場の報告部分（指定ー第１表～指定ー第１０表）」から構成されます。
■定期報告書の記入例には、主だった注意事項を記載しています。
詳しくは「定期報告書記入要領（http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/）」をご覧ください。

◆事業者全体の報告部分（特定ー第１表）◆

様式第９（第３６条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

定　期　報　告　書

○○経済産業局長　殿

20○○年　○月　○日

住　所　東京都○○
法人名　株式会社□△○工業
法人番号　○○○○○○○○○○○○○
代表者の役職名　代表取締役社長
代表者の氏名　経済　太郎　　印

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第１６条第１項、第２７条第１項又は第３８条第１項の規定に基づき、次のとおり報告します。

提出先：事業者の主たる事務所（通常は本社）の所在地を管轄する経済産業局長及び当該事業者が設置している全ての工場等に係る事業の所管省庁の長

記載しない

毎年度7月末までに提出

正式名称を略さず記載

国税庁HPに記載されている13桁の法人番号（半角）を入力。

代表者印の押印が必要。
※オンライン申請の場合は、事前の申請によって不要となります。

事業者単位の報告

特定ー第1表
事業者の名称等

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	×××・・・・××								
特定排出者番号	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊
事業者の名称	株式会社□△○工業								
主たる事務所の所在地	〒1○○-○○○○ 東京都○○								
主たる事業	製鋼・製鋼圧延業								
細分類番号	2	2	2	1					
エネルギー管理統括者の職名・氏名	職名　取締役（環境・ＣＳＲ担当） 氏名　省エネ　一郎								
エネルギー管理企画推進者の職名・氏名・勤務地・連絡先	職名　エネルギー環境技術部　次長 氏名　省エネ　二郎 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 ××-２００６-３-×××× 勤務地　〒１○○-○○○○ 東京都○○ 電話（××ー××××ー××××） FAX　（××ー××××ー××××） メールアドレス　××××××@×××× 前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無　有　無 有の場合 変更前の事業者の名称　： 変更前の事業者の所在地　：〒								

備考　「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

最後に取得した事業者番号を入力。認定管理統括事業者として計画書を提出する場合には、過去の特定事業者番号等を記入していないか確認。

日本標準産業分類の細分類項目名を記載

日本標準産業分類の細分類番号（4桁の数字）を記載

人事異動等で変更があった場合は、併せて選解任届（様式第4）を提出
※定期報告書、中長期計画書の提出とは別に必要です。

人事異動等で変更があった場合は、併せて選解任届（様式第4）を提出。
なお、提出時点で未選任の場合には、作成実務者の職名等を記入し、エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号の欄には、“選任中”、氏名の後ろに“（作成実務者）”と記載。

勤務地、電話、FAX、メールアドレスは、エネルギー管理企画推進者（作成実務者の場合を含む。）に直接連絡が取れる連絡先を記入。

◆事業者全体の報告部分（特定ー第2表1）◆

特定ー第2表
事業者のエネルギーの使用量等

1 エネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

実際に使用したエネルギー量を記入

連携を実施した場合記入。
①連携分を除いたエネルギー使用量
②連携で使用した、エネルギー使用量（按分後）を記入

エネルギーの種類			単位	2018年度 使用量 数値	使用量 熱量GJ	販売した副生エネルギーの量 数値	販売した副生エネルギーの量 熱量GJ	購入した未利用熱の量 数値	購入した未利用熱の量 熱量GJ	換算係数 数値	換算係数 単位	連携省エネルギー措置を踏まえた使用量 数値	連携省エネルギー措置を踏まえた使用量 熱量GJ
燃料及び熱	原油（コンデンセートを除く。）		kl								kl		
	連携分		kl								kl		
	原油のうちコンデンセート（NGL）		kl								kl		
	連携分		kl								kl		
	揮発油		kl								kl		
	連携分		kl								kl		
	ナフサ		kl								kl		
	連携分		kl								kl		
	灯油		kl	19	697						kl	19	697
	連携分		kl								kl		
	軽油		kl	1	38						kl	1	38
	連携分		kl								kl		
	A重油		kl	243	9,501						kl	243	9,501
	連携分		kl								kl		
	B・C重油		kl								kl		
	連携分		kl								kl		
	石油アスファルト		t								t		
	連携分		t								t		
	石油コークス		t								t		
	連携分		t								t		
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	t	21	1,067						t	21	1,067
		連携分	t								t		
		石油系炭化水素ガス	千m³								千m³		
		連携分	千m³								千m³		
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	t								t		
		連携分	t								t		
		その他可燃性天然ガス	千m³								千m³		
		連携分	千m³								千m³		
	石炭	原料炭	t								t		
		連携分	t								t		
		一般炭	t								t		
		連携分	t								t		
		無煙炭	t								t		
		連携分	t								t		
	石炭コークス		t								t		
	連携分		t								t		
	コールタール		t								t		
	連携分		t								t		
	コークス炉ガス		千m³								千m³		
	連携分		千m³								千m³		
	高炉ガス		千m³								千m³		
	連携分		千m³								千m³		
	転炉ガス		千m³								千m³		
	連携分		千m³								千m³		
	その他の燃料	都市ガス	千m³	5,833	261,318						千m³	5,833	261,318
		連携分	千m³								千m³		
		（　）											
		連携分											
	産業用蒸気		GJ	3,200	3,264					1.02	GJ	2,000	2,040
	連携分		GJ							1.02	GJ	800	816
	産業用以外の蒸気		GJ								GJ		
	連携分		GJ								GJ		
	温水		GJ								GJ		
	連携分		GJ								GJ		
	冷水		GJ								GJ		
	連携分		GJ								GJ		
	小計		GJ		275,885						GJ		274,661
	連携分		GJ								GJ		816
電気	電気事業者	昼間買電	千kWh	41,600	414752					9.97	千kWh	41,000	408,720
		連携分	千kWh							9.97	千kWh	400	3,988
		夏期・冬期における電気需要平準化時間帯	千kWh	(24,500)	(244,265)						千kWh	(24,200)	(241,274)
		連携分	千kWh								千kWh	200	1,994
		夜間買電	千kWh	13,339	123,786						千kWh	13,339	123,786
		連携分	千kWh								千kWh		
	その他	上記以外の買電	千kWh	486	4,743						千kWh	486	4,743
		連携分	千kWh								千kWh		
		自家発電	千kWh								千kWh		
		連携分	千kWh								千kWh		
	小計		千kWh	55425	543,281						千kWh	54,825	537,299
	連携分		千kWh								千kWh	400	3,988
合　計GJ					819,166								811,960
うち連携分													4,804
原油換算kl				Ⓢ-1	21,134	Ⓣ		Ⓣ'				Ⓢ-2	20,949
うち連携分													124
前年度原油換算kl					20,000								21,050
うち連携分													128
対前年度比（%）					105.7								100.5
うち連携分													103.2

実際に使用した産業用蒸気の量

連携分を除き、使用した産業用蒸気の量

連携し、按分した産業用蒸気の使用量

購入した未利用熱は、使用量欄にも含む

連携分を除き、自社で使用した電気の量

連携し、按分した電気の使用量

夏期（7～9月）・冬期（12～3月）の8～22時の買電量を記入

備考 「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」については、昼間買電の内数であるため「（　）」としている。「電気」の「小計」で重複計上しないこと。

◆事業者全体の報告部分（特定ー第2表2）◆

2 連携省エネルギー措置の実績

（1）連携省エネルギー措置に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

××興産株式会社の上工程を当社に集約する連携省エネルギー措置を実施している。
集約後の上工程でのエネルギー使用量は、蒸気 1,200GJ、電気 600 千ｋWh であった（うち電気需要平準化時間帯の使用量は 300 千ｋWh）。
連携省エネルギー措置実施前と比較し、両社で蒸気 300GJ、電気 200 千ｋWh の省エネとなった。

①連携でどのくらいエネルギーを使用したか
②どのくらい省エネできたか
記入

（2）連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

上工程の集約による生産物（半製品）の下工程への供給比が、××興産株式会社：株式会社□△○工業＝600 個／日：1,200 個／日のため、エネルギー使用量を１：２の割合で按分することとする。

具体的な根拠と共に按分割合を記入

（3）連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		連携省エネルギー措置に係る換算係数		連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量 GJ	数値	単位	数値	熱量 GJ
産業用蒸気	1.02	GJ/GJ	1,200	1,224	1.02	GJ/GJ	800	816
電気	9.97	GJ/千kWh	600	5,982	9.97	GJ/千kWh	400	3,988

按分し、報告する分のエネルギー量を記入
※ここの数字を特定ー第2表1に記入。

◆事業者全体の報告部分（特定ー第3表1ー1、1ー2）◆

特定ー第3表
事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位等及び電気需要平準化評価原単位等

1ー1 エネルギーの使用に係る原単位等

番号	事業分類		事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位等の計算									
			エネルギーの使用量（原油換算kl）（Ⓐ-1）	販売した副生エネルギーの量（原油換算kl）Ⓑ	購入した未利用熱の量（原油換算kl）Ⓑ’	（Ⓒ-1）＝（Ⓐ-1）－Ⓑ－Ⓑ’	（Ⓒ-1）の構成割合（%）（Ⓓ-1）＝（Ⓒ-1）／（Ⓤ-1）×100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値Ⓔ	エネルギーの使用に係る原単位（Ⓕ-1）＝（Ⓒ-1）／Ⓔ	エネルギーの使用に係る前年度の原単位（Ⓖ-1）	エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比（%）（Ⓗ-1）＝（Ⓕ-1）／（Ⓖ-1）×100	エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度（%）（Ⓘ-1）＝（Ⓓ-1）×（Ⓗ-1）／100
1	工場等に係る事業の名称	製鋼・製鋼圧延業	18,942	0	0	18,942	89.6	100,000（名称：粗鋼量）（単位：10トン）	0.			（Ⓘ-1）
	細分類番号	2 2 2 1										
2	工場等に係る事業の名称	主として管理事務を行う本社等	2,070	0	0	2,070	9.8	30,000（名称：延床面積）（単位：m²）	0.069	0.0691	99.9	（②-1）9.8
	細分類番号	2 2 0 0										
3	工場等に係る事業の名称	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	122	0	0	122	0.6	2,100（名称：延床面積）（単位：m²）	0.0581	0.0585	99.3	（③-1）0.6
	細分類番号	2 2 0 9										
事業者全体			（Ⓢ-1）（合計）21,134	Ⓣ（合計）0	Ⓣ’（合計）0	（Ⓤ-1）（合計）21,134	100%	Ⓥ（名称：　）（単位：　）	（Ⓦ-1）	（Ⓧ-1）	（Ⓨ-1）＝（Ⓦ-1）／（Ⓧ-1）×100（Ⓩ-1）＝…＋…102.1	

上段：エネルギーの使用と密接な関係を持つ値の数値
中段：エネルギーの使用と密接な関係を持つ値の種類
下段：エネルギーの使用と密接な関係を持つ値の単位

事業者全体で統一した値を使う場合は、まとめて事業者全体として記入することが可能。

備考 1　エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入する。
2　工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とする。事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
3　事業者全体の「エネルギーの使用に係る原単位（Ⓦ-1）」の算出が難しい場合は、「エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度の合計値（Ⓩ-1）」を事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比としてもよい。その際、Ⓥ（Ⓦ-1）（Ⓧ-1）（Ⓨ-1）は記入不要。
4　事業者全体の「エネルギーの使用に係る原単位（Ⓦ-1）」が算出できる場合は、事業分類ごとの（Ⓐ-1）ⒷⒷ’（Ⓒ-1）及び事業者全体の（Ⓢ-1）から（Ⓨ-1）まで記入すること。

1ー2 連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用に係る原単位等

連携した場合、記入が必要

番号	事業分類		事業分類ごとの連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用に係る原単位等の計算									
			連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl）（Ⓐ-2）	販売した副生エネルギーの量（原油換算kl）Ⓑ	購入した未利用熱の量（原油換算kl）Ⓑ’	（Ⓒ-2）＝（Ⓐ-2）－Ⓑ－Ⓑ’	（Ⓒ-2）の構成割合（%）（Ⓓ-2）＝（Ⓒ-2）／（Ⓤ-2）×100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値Ⓔ	エネルギーの使用に係る原単位（Ⓕ-2）＝（Ⓒ-2）／Ⓔ	エネルギーの使用に係る前年度の原単位（Ⓖ-2）	エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比（%）（Ⓗ-2）＝（Ⓕ-2）／（Ⓖ-2）×100	エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度（%）（Ⓘ-2）＝（Ⓓ-2）×（Ⓗ-2）／100
1	工場等に係る事業の名称	製鋼・製鋼圧延業	18,881	0	0	18,881	89.6	100,000（名称：粗鋼量）（単位：10トン）	0.188	0.185	101.6	（Ⓘ-2）91.1
	細分類番号	2 2 2 1										
2	工場等に係る事業の名称	主として管理事務を行う本社等	2,070	0	0	2,070	9.8	30,000（名称：延床面積）（単位：m²）	0.069	0.07	98.6	（②-2）9.7
	細分類番号	2 2 0 0										
3	工場等に係る事業の名称	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	122	0	0	122	0.6	2,100（名称：延床面積）（単位：m²）	0.0581	0.057	101.9	（③-2）0.6
	細分類番号	2 2 0 9										
事業者全体			（Ⓢ-2）（合計）21,073	Ⓣ（合計）0	Ⓣ’（合計）0	（Ⓤ-2）（合計）21,073	100%	Ⓥ（名称：　）（単位：　）	（Ⓦ-2）	（Ⓧ-2）	（Ⓨ-2）＝（Ⓦ-2）／（Ⓧ-2）×100（Ⓩ-2）＝（Ⓘ-2）＋（②-2）＋（③-2）＋…101.3	

備考 1　エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入する。
2　工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とする。事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
3　事業者全体の「エネルギーの使用に係る原単位（Ⓦ-2）」の算出が難しい場合は、「エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度の合計値（Ⓩ-2）」を事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比としてもよい。その際、Ⓥ（Ⓦ-2）（Ⓧ-2）（Ⓨ-2）は記入不要。
4　事業者全体の「エネルギーの使用に係る原単位（Ⓦ-2）」が算出できる場合は、事業分類ごとの（Ⓐ-2）ⒷⒷ’（Ⓒ-2）及び事業者全体の（Ⓢ-2）から（Ⓨ-2）まで記入すること。

◆事業者全体の報告部分（特定ー第3表2ー1、2ー2）◆

2ー1 電気需要平準化評価原単位等

番号	事業分類		事業分類ごとの電気需要平準化評価原単位等の計算										
			エネルギーの使用量（原油換算k1）（Ⓐ-1）	電気需要平準化時間帯の買電量（原油換算k1）（Ⓐ'-1）	販売した副生エネルギーの量（原油換算k1）Ⓑ	購入した未利用熱の量（原油換算k1）Ⓑ'	（Ⓒ'-1）=（Ⓐ-1）+（Ⓐ'-1）×（評価係数-1）-Ⓑ-Ⓑ'	（Ⓒ-1）の構成割合（%）（Ⓓ-1）（特定第3表1ー1の（Ⓓ-1）と同じ値）	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 Ⓔ	電気需要平準化評価原単位（Ⓕ'-1）=（Ⓒ'-1）/Ⓔ	前年度の電気需要平準化評価原単位（Ⓖ'-1）	電気需要平準化評価原単位の対前年度比（%）（Ⓗ'-1）=（Ⓕ'-1）/（Ⓖ'-1）×100	電気需要平準化評価原単位の対前年度比の寄与度（%）（Ⓘ'-1）=（Ⓓ-1）×（Ⓗ'-1）/100
1	工場等に係る事業の名称	製鋼・製鋼圧延業	18,942	5,675	0	0	20,645	89.7	100,000（名称：粗鋼量）（単位：10トン）	0.206	0.2	103	（Ⓘ'-1）92.4
	細分類番号	2 2 2 1											
2	工場等に係る事業の名称	主として管理事務を行う本社等	2,070	527	0	0	2,228	9.7	30,000（名称：延床面積）（単位：m²）	0.0743	0.0745	99.7	（②'-1）9.7
	細分類番号	2 2 0 0											
3	工場等に係る事業の名称	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	122	100	0	0	152	0.7	2,100（名称：延床面積）（単位：m²）	0.0724	0.0726	99.7	（③'-1）0.7
	細分類番号	2 2 0 9											
事業者全体			（Ⓢ-1）（合計）21,134	（合計）6,302	Ⓣ（合計）0	Ⓣ'（合計）0	（Ⓤ'-1）（合計）23,025	100%	Ⓥ（名称：　）（単位：　）	（Ⓦ'-1）	（Ⓧ'-1）	（Ⓨ'-1）=（Ⓦ'-1）/（Ⓧ'-1）×100	（Ⓩ'-1）=（①'-1）+（②'-1）+（③'-1）+…102.7

備考 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入する。なお、工場等の事業分類は、「特定-第3表 1ー1エネルギーの使用に係る原単位等」と同じでなければならない。
2 事業者全体の「電気需要平準化評価原単位（Ⓦ'-1）」の算出が難しい場合は、「電気需要平準化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値（Ⓩ'-1）」を事業者全体の電気需要平準化評価原単位の対前年度比としてもよい。その際、Ⓥ（Ⓦ'-1）（Ⓧ'-1）（Ⓨ'-1）は記入不要。
3 事業者全体の「電気需要平準化評価原単位（Ⓦ'-1）」が算出できる場合は、事業分類ごとの（Ⓐ-1）（Ⓐ'-1）Ⓑ Ⓑ'（Ⓒ'-1）及び事業者全体の（Ⓢ-1）から（Ⓨ'-1）まで記入すること。
4 （Ⓒ'-1）の評価係数は1.3とすること。

2ー2 連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要平準化評価原単位等

連携した場合、記入が必要

番号	事業分類		事業分類ごとの連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要平準化評価原単位等の計算										
			連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算k1）（Ⓐ-2）	電気需要平準化時間帯の買電量（原油換算k1）（Ⓐ'-2）	販売した副生エネルギーの量（原油換算k1）Ⓑ	購入した未利用熱の量（原油換算k1）Ⓑ'	（Ⓒ'-2）=（Ⓐ-2）+（Ⓐ'-2）×（評価係数-1）-Ⓑ-Ⓑ'	（Ⓒ-2）の構成割合（%）（Ⓓ-2）（特定第3表1ー2の（Ⓓ-2）と同じ値）	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 Ⓔ	電気需要平準化評価原単位（Ⓕ'-2）=（Ⓒ'-2）/Ⓔ	前年度の電気需要平準化評価原単位（Ⓖ'-2）	電気需要平準化評価原単位の対前年度比（%）（Ⓗ'-2）=（Ⓕ'-2）/（Ⓖ'-2）×100	電気需要平準化評価原単位の対前年度比の寄与度（%）（Ⓘ'-2）=（Ⓓ-2）×（Ⓗ'-2）/100
1	工場等に係る事業の名称	製鋼・製鋼圧延業	18,881	5,598	0	0	20,560	89.6	100,000（名称：粗鋼量）（単位：10トン）	0.0204	0.0202	101	（①'-2）90.5
	細分類番号	2 2 2 1											
2	工場等に係る事業の名称	主として管理事務を行う本社等	2,070	527	0	0	2,228	9.7	30,000（名称：延床面積）（単位：m²）	0.0743	0.0746	99.6	（②'-2）9.7
	細分類番号	2 2 0 0											
3	工場等に係る事業の名称	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	122	100	0	0	152	0.7	2,100（名称：延床面積）（単位：m²）	0.0724	0.0727	99.6	（③'-2）0.7
	細分類番号	2 2 0 9											
事業者全体			（Ⓢ-2）（合計）21,073	（合計）6,225	Ⓣ（合計）0	Ⓣ'（合計）0	（Ⓤ'-2）（合計）22,941	100%	Ⓥ（名称：　）（単位：　）	（Ⓦ'-2）	（Ⓧ'-2）	（Ⓨ'-2）=（Ⓦ'-2）/（Ⓧ'-2）×100	（Ⓩ'-2）=（①'-2）+（②'-2）+（③'-2）+…100.8

備考 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入する。なお、工場等の事業分類は、「特定-第3表 1ー1エネルギーの使用に係る原単位等」と同じでなければならない。
2 事業者全体の「電気需要平準化評価原単位（Ⓦ'-2）」の算出が難しい場合は、「電気需要平準化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値（Ⓩ'-2）」を事業者全体の電気需要平準化評価原単位の対前年度比としてもよい。その際、Ⓥ（Ⓦ'-2）（Ⓧ'-2）（Ⓨ'-2）は記入不要。
3 事業者全体の「電気需要平準化評価原単位（Ⓦ'-2）」が算出できる場合は、事業分類ごとの（Ⓐ-2）（Ⓐ'-2）Ⓑ Ⓑ'（Ⓒ'-2）及び事業者全体の（Ⓢ-2）から（Ⓨ'-2）まで記入すること。
4 （Ⓒ'-2）の評価係数は1.3とすること。

◆事業者全体の報告部分（特定ー第4表～特定ー第7表）◆

特定ー第4表
事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の変化状況

1 エネルギーの使用に係る原単位

事業者全体の「エネルギーの使用に係る原単位」の算出が可能な場合は、記入

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	5年度間平均原単位変化
エネルギーの使用に係る原単位						
対前年度比（%）		Ⓙ-1 101.4	Ⓚ-1 99.5	Ⓛ-1 100.5	Ⓜ-1 102.1	100.9
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用に係る原単位						
対前年度比（%）		Ⓙ-2	Ⓚ-2	Ⓛ-2 99.8	Ⓜ-2 101.3	

99%以下＝年平均1%以上低減

備考 特定ー第3表1ー1、1ー2において事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比（%）（Ⓩ-1）、（Ⓩ-2）」を求めた場合は、対前年度比(%)のみ記入する。

2 電気需要平準化評価原単位

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	5年度間平均原単位変化
電気需要平準化評価原単位						
対前年度比（%）		Ⓙ'-1 101.6	Ⓚ'-1 99.8	Ⓛ'-1 100.6	Ⓜ'-1 102.7	101.2
連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要平準化評価原単位						
対前年度比（%）		Ⓙ'-2	Ⓚ'-2	Ⓛ'-2 99.9	Ⓜ'-2 100.8	

99%以下＝年平均1%以上低減

備考 特定ー第3表2ー1、2ー2において事業分類ごとの電気需要平準化評価原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体の電気需要平準化評価原単位の対前年度比（%）（Ⓩ'-1）、（Ⓩ'-2）」を求めた場合は、対前年度比(%)のみ記入する。

特定ー第5表
エネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位が改善できなかった場合の理由

1 事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（イ）又は事業者のエネルギーの使用に係る原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

（イ）の理由
連携省エネルギー措置を実施し、他社との連携を含めた全体的な省エネを実施したが、主力生産品目の海外シフトや、収益改善のため限られた生産品目に絞った生産計画の変更の影響が大きく、2018年度に原単位が悪化してしまった。
（ロ）の理由
主力生産品目の海外シフトに伴い生産量が減少したため、原単位が悪化した。

具体的に記載

備考 （イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

2 事業者の過去5年度間の電気需要平準化評価原単位（連携省エネをしている場合は連携省エネに係る原単位）が年平均1%以上改善できなかった場合（ハ）又は事業者の電気需要平準化評価原単位（連携省エネをしている場合は連携省エネに係る原単位）が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

（ハ）の理由
連携省エネルギー措置を実施し、他社との連携を含めた全体的な省エネを実施したが、主力生産品目の海外シフトや、収益改善のため限られた生産品目に絞った生産計画実施の影響がおおきく、2018年度に原単位が悪化してしまった。電気需要平準化時間帯の電気使用量に重みづけがされたため、原単位が悪化した。
（ニ）の理由
主力生産品目の海外シフトに伴い生産量が減少したため、原単位が悪化した。

備考 （ハ）及び（ニ）共に該当する場合、双方記載すること。

特定ー第6表
ベンチマーク指標の状況（該当する事業者のみ記入）

区分	対象となる事業の名称（セクター）	ベンチマーク指標の状況（単位）		対象事業のエネルギー使用量（原油換算 kl）
1B	電炉による普通鋼製造業	0.1848	kl/t	18,942

備考 「区分」の欄には、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準(平成21年3月31日経済産業省告示第66の別表第5に規定する区分のいずれかを記入すること。

特定ー第7表
判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

1 判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

ベンチマークの対象事業所は、高岡工場、仙台工場。
基準ベンチマークとの差は、0.143－0.1848＝▲0.0418

＜未達理由＞
基準ベンチマークに比べ、“0.042”未達であった。
その理由としては、多品種少量生産により加熱・加工工程が増加したことやエネルギー効率が悪化したためである。

理由は具体的に記載

2 電力供給業のベンチマーク指標の算出に関し、参考となる情報

発電方式	発電効率（%）	火力発電量に占める発電量比率（%）
石炭による火力発電		
可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電		
石油その他の燃料による火力発電		

備考 電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電方式ごとの「発電効率」と「火力発電量に占める発電量比率」を記入すること。

設備の名称		
燃料種ごとの基本情報（①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比（%）、④原料原産国（バイオマスのみ記入））		
設備から得られた電気のエネルギー量（千kWh）		
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量（GJ）		
設備に投入したエネルギー量（GJ）		
	設備に投入した副生物のエネルギー量（GJ）	
	設備に投入したバイオマスのエネルギー量（GJ）	

備考 電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電設備のうち、副生物又はバイオマスを投入した発電設備については投入した副生物又はバイオマスのエネルギー量等、熱電併給型動力発生装置については熱として活用した量等を記入すること。

3 電力供給業のベンチマーク指標の向上に関して共同で実施した措置に関し、参考となる情報

◆事業者全体の報告部分（特定ー第8表～特定ー第9表2）◆

※特定ー第8表については、2019年4月に改正される予定です。

特定ー第8表
事業者のエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

Ⅰ　エネルギーの使用の合理化の基準	
ア．エネルギーの使用の合理化を図るための管理体制の整備状況	■ 整備している □ 整備していない（整備完了予定年　　年度）
イ．エネルギー管理に係る責任者の配置状況	■ 配置している □ 配置していない
ウ．設置している工場等又は加盟している工場等におけるエネルギーの使用の合理化の取組方針（エネルギーの使用の合理化に関する目標、設備の新設及び更新に対する方針）（以下「取組方針」という。）の整備状況	■ 整備している □ 一部整備している □ 整備していない（整備完了予定年　　年度）
エ．設置している工場等又は加盟している工場等における取組方針の遵守確認及び評価状況（評価結果が不十分である場合には、その改善の状況）	■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
オ．取組方針及び遵守状況の評価手法の精査、必要に応じた変更の状況	■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
カ．エネルギーの使用の合理化を図るために必要な資金・人材の確保の実施状況	■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
キ．設置している工場等又は加盟している工場等における従業員への取組方針の周知の実施状況及びエネルギーの使用の合理化に関する教育の実施状況	■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
ク．設置している工場等又は加盟している工場等に係る名称、所在地及びエネルギー使用量を記載した書面並びにア．の管理体制、ウ．の取組方針及びエ．の遵守状況・評価結果を記載した書面の作成、更新、保管状況	■ 整備している □ 一部整備している □ 整備していない（整備完了予定年　　年度）
Ⅱ　エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置	
ISO50001の活用状況	□ 認証取得している ■ 認証取得を検討している（取得予定年　2020年度） □ 検討していない

特定ー第9表
その他事業者が実施した措置

1 エネルギーの使用の合理化に関する事項

措　置　の　概　要
・省エネ推進責任者会議（年６回） ・省エネ事例発表会開催（年２回）　特に効果のあった優秀事例については社長表彰 ＜各工場で実施＞ ・省エネパトロール 職場における生産設備・空調・照明等の維持管理状況の確認 ・省エネ勉強会 省エネ推進メンバーを対象として実施 ・省エネ月間の推進（２月） ＜仙台工場＞ ・設備を集約化し生産プロセスを見直し、高効率ボイラー１基を導入し、生産効率を５％改善した。 ＜本社＞ ・蛍光灯をＬＥＤ照明に順次切り替えを実施（導入率：80%）

設備の新設等を行った場合は、省エネ効率・効果等を含め記載。

2 電気の需要の平準化に資する措置に関する事項

措　置　の　概　要
＜仙台工場＞ ・電気を大量に消費する一部の製品を夜間に生産している。

◆事業者全体の報告部分（特定ー第9表3～特定ー第11表）◆

3 新設した発電専用設備に関する事項（該当する事業者のみ記入）

設備の名称	
設備を設置した工場等の名称	
設備を設置した工場等の所在地	〒
運転開始年月日	
設備容量(kW)	
燃料種ごとの基本情報（①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比(%)、④原料原産国(バイオマス燃料のみ記入)）	
設計効率（発電端・HHV)(%)	
設備から得られる電気のエネルギー量(千kWh)	
設備から得られる熱のエネルギーのうち熱として活用された量(GJ)	
設備に投入するエネルギー量(GJ)	
設備に投入する副生物のエネルギー量(GJ)	
設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量(GJ)	
発電専用設備の新設に当たっての措置の適用に関する配慮事項	

備考 1　電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、当該年度に運転開始したもののみ記入すること。ただし、離島に設置したものは除く。
2　「燃料種ごとの基本情報」の欄には、新設時に想定する項目を記入すること。
3　「設計効率」の欄には、新設時に想定する定格時の発電効率を記入すること。
4　バイオマス燃料を混焼する場合のみ、「設計効率」の欄にはバイオマス燃料の代わりに石炭等の化石燃料を使用することを想定した設計効率を記入し、括弧内にバイオマス燃料を使用する場合の設計効率を記入すること
5　「設備から得られる電気のエネルギー量」「設備から得られる熱のエネルギーのうち熱として活用された量」「設備に投入するエネルギー量」「設備に投入する副生物のエネルギー量」「設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、「設計効率」の欄に記入する発電効率の算出に関して用いた新設時に想定する年間の量を記入すること。

4 バイオマス混焼を行う発電専用設備に関する事項（該当する事業者のみ記入）

報告対象年度													
設備の名称													
設備を設置した工場等の名称													
設備を設置した工場等の所在地	〒												
運転開始年月日													
設備容量（kW）													
設計効率(発電端・HHV)(%)													
燃料種ごとの基本情報（①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比（%）、④原料原産国（バイオマス燃料のみ記入））													
設備から得られた電気のエネルギー量(千kWh)													
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量(GJ)													
設備に投入したエネルギー量(GJ)													
設備に投入した副生物のエネルギー量(GJ)													
設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量(GJ)													
月別バイオマス燃料熱量構成比（%）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
月別実績効率（発電端・HHV）（%）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均

備考 1　電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供するバイオマス混焼を行う発電専用設備であって、平成28年度以降に運転開始したもののみ記入すること。
2　「設計効率」の欄には、当該設備の新設時に報告した様式第9の特定ー第9表3の「設計効率」の欄又は様式第11の特定ー第9表3の「設計効率」の欄に記入した数値を記入すること。
3　「設備から得られた電気のエネルギー量」「設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量」「設備に投入したエネルギー量」「設備に投入した副生物のエネルギー量」「設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、「月別実績効率」の「平均」の欄に記入する発電効率の算出に関して用いた新設時に想定する年間の量を記入すること。
4　「月別実績効率」の欄には、バイオマス燃料を使用する場合の実績効率を記入すること。

特定ー第10表
事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の一覧

現在の指定区分（指定区分に変更がある場合には、□を■とする）	エネルギー管理指定工場等番号	工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号				工場等に係る事業の名称
第　一　種（指定区分の変更手続きが必要□）	○○○○○	高岡工場	〒933-○○○○ 富山県○○○○	2	2	2	1	製鋼・製鋼圧延業
第　一　種（指定区分の変更手続きが必要□）	○○○○○	仙台工場	〒981-○○○○ 宮城県○○○○	2	2	2	1	製鋼・製鋼圧延業
第　二　種（指定区分の変更手続きが必要□）	○○○○○	本社	〒1○○-○○○○ 東京都○○○○	2	2	0	0	主として管理事務を行う本社等
第　種（指定区分の変更手続きが必要□）			〒					
第　種（指定区分の変更手続きが必要□）			〒					
第　種（指定区分の変更手続きが必要□）			〒					
第　種（指定区分の変更手続きが必要□）			〒					

特定ー第11表
現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号				工場等に係る事業の名称	エネルギーの使用量（原油換算kl）
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						

備考 1　本表に記載した工場等については、当該工場等ごとに指定ー第1表から第10表までに定められた事項を報告すること。
2　備考1の報告の際には、指定ー第1表から第10表までの「エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等」を「現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等」とみなす。
3　備考1の報告の際には、指定ー第1表の「エネルギー管理指定工場等番号」及び「エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先」の欄は記入不要。

自社として使用したエネルギー量から算出
※連携分は加味しません。

◆事業者全体の報告部分（特定ー第12表1～特定ー第12表5）◆

※記載に当たっては、最新の温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル及び様式を御確認ください。

http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/manual

特定ー第12表
事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出年度＝2018年度

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類			エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	
事業者全体	主たる事業	製鋼・製鋼圧延業		50,193	t-CO_2
	細分類番号	2 2 2 1			
	当該事業を所管する大臣	経済産業大臣			
	商標又は商号等		特定連鎖化事業者の場合のみ記入		
1	工場等に係る事業の名称	製鋼・製鋼圧延業		45,174	t-CO_2
	細分類番号	2 2 2 1			
	当該事業を所管する大臣	経済産業大臣			
2	工場等に係る事業の名称	主として管理事務を行う本社等		4,969	t-CO_2
	細分類番号	2 2 0 0			
	当該事業を所管する大臣	経済産業大臣			
3	工場等に係る事業の名称	その他の管理、補助的経済活動を行う事務所		50	t-CO_2
	細分類番号	2 2 0 9			
	当該事業を所管する大臣				

備考 1 排出年度の欄には、当該年度を記入すること。
2 番号1から3までの項には、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。
4 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。
（1）燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
（2）他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
（3）他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
5 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、備考4（2）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定ー第12表の4の1及び4の2にも必要事項を記載すること。
6 本報告に係る事業者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合は、本表に加えて特定ー第12表の2に必要事項を記載すること。
7 特定連鎖化事業者にあっては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している事業者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類		エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	
事業者全体	主たる事業			t-CO_2
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣			
1	工場等に係る事業の名称			t-CO_2
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣			
2	工場等に係る事業の名称			t-CO_2
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣			
3	工場等に係る事業の名称			t-CO_2
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣			

備考 1 番号1から3までの項には、事業分類ごとに合計した排出量を記入すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、特定ー第12表の1の備考4（1）に掲げる量を記載すること。
3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

3 事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	40,093	t-CO_2

備考 調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載する。

4の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
0.000489 t-CO_2/kWh	A社の基礎排出係数	A社電力管内の事業所
0.000482	B社の基礎排出係数	B社電力管内の事業所
0.000653	C社の基礎排出係数	C社電力管内の事業所
0.000438	D社の基礎排出係数	高岡工場の「その他：上記以外の買電」に適用

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

4の2 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
0.000485 t-CO_2/kWh	A社の調整後排出係数	A社電力管内の事業所
0.000467	B社の調整後排出係数	B社電力管内の事業所
0.000643	C社の調整後排出係数	C社電力管内の事業所
0.000431	D社の調整後排出係数	高岡工場の「その他：上記以外の買電」に適用

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

5 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考 1 本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
2 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定ー第12表の4の1及び4の2に記載すること。

◆事業者全体の報告部分（特定ー第12表6の1～特定ー第12表7）◆

6の1 調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量の量

種　別	合　計　量	
1．オフセット・クレジット（J-VER）	10,100	t-CO_2
2．		t-CO_2
3．		t-CO_2
4．		t-CO_2

備考　本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量を記載すること。併せて、特定ー第12表の6の2に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、特定ー第12表の6の3に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を記載すること。

6の2 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別	オフセット・クレジット（J-VER）		
クレジット特定番号等	無効化日 又は 移転日	無効化量 又は 移転量	
JP-000-000-000-001～ JP-000-000-000-010	○○年○月○日	100	t-CO_2
～			t-CO_2
～			t-CO_2
～			t-CO_2
合　計　量		100	t-CO_2

備考 1　本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
2　算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
3　国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
4　クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
5　無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
6　無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
7　本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、事業者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

6の3 海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別			
識別番号	無効化日	無効化量	
			t-CO_2
			t-CO_2
			t-CO_2
			t-CO_2
合　計　量			t-CO_2

備考 1　本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
2　算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
3　識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する番号の全て（制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットブロックのユニット開始番号、クレジットブロックのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年、排出削減年を示す、アルファベット、記号及び数字）を記載すること。
4　無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
5　本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、事業者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

7 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無（該当するものに○をすること）	1．有 ②．無	その他の関連情報の提供の有無（該当するものに○をすること）	1．有 ②．無

数字を○で囲う　　数字を○で囲う

備考 1　本報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項の請求に係るものである場合は、左欄「1.有」に○をすること。
2　同法第32条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1.有」に○をすること。
3　本表の「1.有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること。

◆事業者（認定管理統括事業者又は管理関係事業者）ごとの報告部分（認定ー総括表～認定ー第1表）◆

認定ー総括表
認定管理統括事業者及び管理関係事業者において、エネルギーの使用量が令第2条第1項に定める数値以上の事業者の一覧

1 認定管理統括事業者

認定管理統括事業者番号	認定管理統括事業者の名称
×××・・・×	株式会社　○△□工業

認定管理統括事業者の場合は、エネルギーの使用量が年1,500kℓを超える事業者の分、認定表を提出。
※認定総括表は1つで構いません。

2 管理関係事業者

管理関係事業者番号	管理関係事業者の名称
×・×・・・・	○○鋼材株式会社
×・・×・・×	株式会社　○▲
×・××・・・	×▲物産

年度のエネルギー使用量が1,500kℓを超える場合記入

認定ー第1表
事業者の名称等

認定管理統括事業者番号 又は管理関係事業者番号	×・×・・・・								
特定排出者番号	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊
事業者の名称	○○鋼材株式会社								
法人番号	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊								
主たる事務所の所在地	〒4○○－○○○○ 神奈川県○○○○								
代表者の役職名	代表取締役								
代表者の氏名	経産　三郎								
主たる事業	鋼管製造業								
細分類番号	2	2	3	4					

前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無　　有・(無)
有の場合
変更前の事業者の名称　：
変更前の事業者の所在地　：〒

備考 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

◆事業者（認定管理統括事業者又は管理関係事業者）ごとの報告部分（認定ー第2表～認定ー第4表）◆

認定ー第2表
事業者のエネルギーの使用量等

1 エネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

エネルギーの種類			単位	2018年度 使用量 数値	使用量 熱量GJ	販売した副生エネルギーの量 数値	販売した副生エネルギーの量 熱量GJ	購入した未利用熱の量 数値	購入した未利用熱の量 熱量GJ	換算係数 数値	換算係数 単位	連携省エネルギー措置を踏まえた使用量 数値	連携省エネルギー措置を踏まえた使用量 熱量GJ
燃料及び熱	原油（コンデンセートを除く。）		kl								kl		
	連携分		kl								kl		
	原油のうちコンデンセート（NGL）		kl								kl		
	連携分		kl								kl		
	揮発油		kl								kl		
	連携分		kl								kl		
	ナフサ		kl								kl		
	連携分		kl								kl		
	灯油		kl								kl		
	連携分		kl								kl		
	軽油		kl								kl		
	連携分		kl								kl		
	A重油		kl	1,000	31,100						kl		
	連携分		kl								kl		
	B・C重油		kl								kl		
	連携分		kl								kl		
	石油アスファルト		t								t		
	連携分		t								t		
	石油コークス		t								t		
	連携分		t								t		
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	t	500	25,400						t		
		連携分	t								t		
		石油系炭化水素ガス	千m³								千m³		
		連携分	千m³								千m³		
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	t								t		
		連携分	t								t		
		その他可燃性天然ガス	千m³								千m³		
		連携分	千m³								千m³		
	石炭	原料炭	t								t		
		連携分	t								t		
		一般炭	t								t		
		連携分	t								t		
		無煙炭	t								t		
		連携分	t								t		
	石炭コークス		t								t		
	連携分		t								t		
	コールタール		t								t		
	連携分		t								t		
	コークス炉ガス		千m³								千m³		
	連携分		千m³								千m³		
	高炉ガス		千m³								千m³		
	連携分		千m³								千m³		
	転炉ガス		千m³								千m³		
	連携分		千m³								千m³		
	その他の燃料	都市ガス	千m³								千m³		
		連携分	千m³								千m³		
		（　）											
		連携分											
	産業用蒸気		GJ	1,500	1,530						GJ		
	連携分		GJ								GJ		
	産業用以外の蒸気		GJ								GJ		
	連携分		GJ								GJ		
	温水		GJ								GJ		
	連携分		GJ								GJ		
	冷水		GJ								GJ		
	連携分		GJ								GJ		
	小計		GJ		66,030						GJ		
	連携分		GJ								GJ		
電気	電気事業者	昼間買電	千kWh	2,000	19,940						千kWh		
		連携分	千kWh								千kWh		
		夏期・冬期における電気需要平準化時間帯	千kWh	(1,200)	(11,964)						千kWh		
		連携分	千kWh								千kWh		
		夜間買電	千kWh	3,000	27,840						千kWh		
		連携分	千kWh								千kWh		
	その他	上記以外の買電	千kWh								千kWh		
		連携分	千kWh								千kWh		
		自家発電	千kWh								千kWh		
		連携分	千kWh								千kWh		
	小計		千kWh	5,000	47,780						千kWh		
	連携分		千kWh								千kWh		
合　計GJ					113,810								
うち連携分													
原油換算kl				Ⓢ-1	2,936	Ⓣ		Ⓣ'					Ⓢ-2
うち連携分													
前年度原油換算kl													
うち連携分													
対前年度比（%）													
うち連携分													

備考 「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」については、昼間買電の内数であるため「（　）」としている。「電気」の「小計」で重複計上しないこと。

2 連携省エネルギー措置の実績

（1）連携省エネルギー措置に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

連携していない場合、提出不要

（2）連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

（3）連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数 数値	換算係数 単位	連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量 数値	連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量 熱量GJ	連携省エネルギー措置に係る換算係数 数値	連携省エネルギー措置に係る換算係数 単位	連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量 数値	連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量 熱量GJ

認定ー第3表
事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の一覧

現在の指定区分（指定区分に変更がある場合には、□を■とする）	エネルギー管理指定工場等番号	工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号				工場等に係る事業の名称
第　二　種（指定区分の変更手続きが必要□）	××××××××	本社兼工場	〒4○○－○○○○	2	2	3	4	鋼管製造業
第　　種（指定区分の変更手続きが必要□）			〒					
第　　種（指定区分の変更手続きが必要□）			〒					

認定ー第4表
現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号				工場等に係る事業の名称	エネルギーの使用量（原油換算kl）
	〒						
	〒						
	〒						

備考 1　本表に記載した工場等については、当該工場等ごとに指定ー第1表から第10表までに定められた事項を報告すること。
2　備考1の報告の際には、指定ー第1表から第10表までの「エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等」を「現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等」とみなす。
3　備考1の報告の際には、指定ー第1表の「エネルギー管理指定工場等番号」及び「エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先」の欄は記入不要。

◆事業者（認定管理統括事業者又は管理関係事業者）ごとの報告部分（認定ー第5表1～認定ー第5表5）◆

認定ー第5表
事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出年度＝2018年度

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類			エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	
事業者全体		主たる事業	鋼管製造業	6,729	t-CO_2
		細分類番号	2 2 3 4		
		当該事業を所管する大臣	経済産業大臣		
		商標又は商号等			
1	工場等に係る事業の名称				t-CO_2
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
2	工場等に係る事業の名称				t-CO_2
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
3	工場等に係る事業の名称				t-CO_2
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				

備考 1 排出年度の欄には、当該年度を記入すること。
2 番号1から3までの項には、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。
4 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。
（1）燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
（2）他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
（3）他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
5 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、備考4（2）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて認定ー第5表の4の1及び4の2にも必要事項を記載すること。
6 本報告に係る特定排出者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合は、本表に加えて認定ー第5表の2に必要事項を記載すること。
7 特定連鎖化事業者にあっては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している特定排出者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類			エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	
事業者全体		主たる事業			t-CO_2
		細分類番号			
		当該事業を所管する大臣			
1	工場等に係る事業の名称				t-CO_2
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
2	工場等に係る事業の名称				t-CO_2
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
3	工場等に係る事業の名称				t-CO_2
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				

備考 1 番号1から3までの項には、事業分類ごとに合計した排出量を記入すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、認定ー第5表の1の備考4（1）に掲げる量を記載すること。
3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

3 事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	6,669	t-CO_2

備考 調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載する。

4の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値		係数の根拠	係数の適用範囲
0.000489	t-CO_2/kWh	A社の基礎排出係数	A社電力管内の事業所

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること

4の2 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値		係数の根拠	係数の適用範囲
0.000485	t-CO_2/kWh	A社の調整後排出係数	A社電力管内の事業所

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

5 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考 1 本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
2 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、認定ー第5表の4の1及び4の2に記載すること。

◆事業者（認定管理統括事業者又は管理関係事業者）ごとの報告部分（認定ー第5表6の1～認定ー第5表7）◆

6の1 調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量の量

種　別	合　計　量	
1.		t-C02
2.		t-C02
3.		t-C02
4.		t-C02

備考　本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量を記載すること。併せて、認定ー第5表の6の2に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、認定ー第5表の6の3に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を記載すること。

6の2 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別			
クレジット特定番号等	無効化日 又は 移転日	無効化量 又は 移転量	
～			t-C02
～			t-C02
～			t-C02
～			t-C02
合　計　量			t-C02

備考　1　本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
2　算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
3　国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
4　クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
5　無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
6　無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
7　本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

6の3 海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別			
識別番号	無効化日	無効化量	
			t-C02
			t-C02
			t-C02
			t-C02
合　計　量			t-C02

備考　1　本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
2　算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
3　識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する番号の全て（制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットブロックのユニット開始番号、クレジットブロックのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年、排出削減年を示す、アルファベット、記号及び数字）を記載すること。
4　無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
5　本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、特定排出者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

7 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無（該当するものに○をすること）	1．有 ②．無	その他の関連情報の提供の有無（該当するものに○をすること）	1．有 ②．無

数字を○で囲う　　数字を○で囲う

備考　1　本報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項の請求に係るものである場合は、左欄「1.有」に○をすること。
2　同法第32条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1.有」に○をすること。
3　本表の「1.有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること。

◆個別の工場・事業場の報告分（指定ー第1表）◆

事業者単位の報告
エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等単位の報告

指定ー第1表
エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の名称等

エネルギー管理指定工場等番号	○○○○○○○				
当該工場等の名称	株式会社　□△○工業　高岡工場				
当該工場等の所在地	〒933-○○○○ 富山県○○○○				
主たる事業	製鋼・製鋼圧延業				
細分類番号	2	2	2	1	
エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先	職名　生産技術課　副長 氏名　省エネ　四郎 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 **-2016-3-**** 電話（　××××　－　××　－　××××　） FAX（　××××　－　××　－　××××　） メールアドレス　××××××@×××××				

◆個別の工場・事業場の報告分（指定ー第2表～指定ー第7表）◆

指定ー第2表
エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等のエネルギーの使用量及び販売した副生エネルギーの量

エネルギーの種類			単位	2018年度 使用量 数値	使用量 熱量GJ	販売した副生エネルギーの量 数値	販売した副生エネルギーの量 熱量GJ	購入した未利用熱の量 数値	購入した未利用熱の量 熱量GJ
燃料及び熱	原油（コンデンセートを除く。）		kl						
	原油のうちコンデンセート（NGL）		kl						
	揮発油		kl						
	ナフサ		kl						
	灯油		kl						
	軽油		kl	1	19				
	A重油		kl						
	B・C重油		kl						
	石油アスファルト		t						
	石油コークス		t						
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	t	1	51				
		石油系炭化水素ガス	千m³						
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	t						
		その他可燃性天然ガス	千m³						
	石炭	原料炭	t						
		一般炭	t						
		無煙炭	t						
	石炭コークス		t						
	コールタール		t						
	コークス炉ガス		千m³						
	高炉ガス		千m³						
	転炉ガス		千m³						
	その他の燃料	都市ガス	千m³	4,555	204,064				
		（　）							
	産業用蒸気		GJ	601	613				
	産業用以外の蒸気		GJ						
	温水		GJ						
	冷水		GJ						
	小計		GJ		204,747				
電気	電気事業者	昼間買電	千kWh	15,391	153,448				
		夏期・冬期における電気需要平準化時間帯	千kWh	（3,560）	（ⓗ35,493）				
		夜間買電	千kWh	6,994	64,904				
	その他	上記以外の買電	千kWh	486	4,743				
		自家発電	千kWh						
	小計		千kWh	22,871	223,096				
合　計GJ					427,843				
原油換算kl				ⓐ	11,038	ⓑ		ⓑ'	
前年度原油換算kl					11,931				
対前年度比（%）					92.5				

備考　「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」については、昼間買電の内数であるため「（　）」としている。「電気」の「小計」で重複計上しないこと。

指定ー第3表
エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備及びエネルギーを消費する主要な設備の概要、稼働状況及び新設、改造又は撤去の状況

	設備の名称	設備の概要	稼働状況	新設、改造又は撤去の状況
エネルギーの使用の合理化に関する設備	高効率変圧器（新設）	500kVA×１台	365日／年 24時間／日	20○○年度テスト導入
上記以外のエネルギーを消費する主要な設備	変圧器	500kVA×３台 200kVA×４台	365日／年 24時間／日	
	機械加工設備	合計870kW（70台）	250日／年 10時間／日	
	電気乾燥炉	トンネル炉 （75kW×４台）	365日／年 24時間／日	
	メッキ・塗装設備	合計280kW	250日／年 10時間／日	
	空気圧縮機	110kW×10台 55kW×５台 37kW×15台	250日／年 10時間／日	
	高効率ボイラー	2t／h×３台	250日／年 10時間／日	

指定ー第4表
エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値

	2018年度	対前年度比（%）
生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値　（名称：　粗鋼量　　）（単位：　トン　）	ⓒ 446,842	97.0

指定ー第5表
エネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位

1 エネルギーの使用に係る原単位

	2018年度	対前年度比（%）
原単位＝ エネルギー使用量（原油換算kℓ）（指定-第２表ⓐ－ⓑ－ⓑ'） ／ 生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値（指定-第４表ⓒ）	0.0247	94.1

2 電気需要平準化評価原単位

	2018年度	対前年度比（%）
電気需要平準化評価原単位 ＝ 電気需要平準化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量（原油換算kℓ） ／ 生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値（指定-第４表ⓒ）	0.0253	95.3

備考　電気需要平準化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量（原油換算kℓ）は、以下の算定式により計算する。
下式中の記号は、指定-第2表中の記号を指す。また、評価係数は1.3とする。

電気需要平準化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量 ＝ ⓐ + ⓗ × (評価係数 --2)×0.0258 - ⓑ- ⓑ'
（原油換算kℓ）

指定ー第6表
過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の変化状況

1 エネルギーの使用に係る原単位

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	5年度間平均原単位変化
エネルギーの使用に係る原単位	0.03564	0.03375	0.03335	0.02626	0.0247	
対前年度比（%）		ⓓ 94.8	ⓔ 98.7	ⓕ 78.7	ⓖ 94.1	91.2

2 電気需要平準化評価原単位

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	5年度間平均原単位変化
電気需要平準化評価原単位	0.0359	0.0338	0.0334	0.02655	0.0253	
対前年度比（%）		ⓓ' 94.2	ⓔ' 98.8	ⓕ' 79.5	ⓖ' 95.3	91.6

指定ー第7表
エネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位が改善できなかった場合の理由

1 過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位が年平均1％以上改善できなかった場合（イ）又はエネルギーの使用に係る原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

（イ）の理由

事業計画よりも多品種少量生産を行うことが多かったため、生産ラインを頻繁に切り替える対応等を行った結果、エネルギー消費量が約８％増加したため、既存の省エネ努力では原単位が改善されなかったため。
※達成していなかった場合記入

数値等を用いながら、具体的に記入

（ロ）の理由

備考　（イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

2 過去5年度間の電気需要平準化評価原単位が年平均1％以上改善できなかった場合（ハ）又は電気需要平準化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

（ハ）の理由

（ニ）の理由

備考　（ハ）及び（ニ）共に該当する場合、双方記載すること。

◆個別の工場・事業場の報告分（指定ー第8表）◆

指定ー第8表
エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況（1又は2のいずれかに記入すること。）

報告する工場等が「専ら事務所」か「工場」かにより、1又は2のいずれかの表を選択し、選択した表のみ記入

1 工場等であって専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等における判断の基準の遵守状況（法第5条第1項第1号関係）

主に事業場

対象項目（設備）	運転の管理	計測及び記録	保守及び点検	新設に当たっての措置
（1） 空気調和設備、換気設備	空気調和設備、換気設備の管理	空気調和設備、換気設備に関する計測及び記録	空気調和設備、換気設備の保守及び点検	空気調和設備、換気設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定 管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	□ 新設の際、判断基準どおり措置した □ 新設の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設していない
（2） ボイラー設備、給湯設備	ボイラー設備、給湯設備の管理	ボイラー設備、給湯設備に関する計測及び記録	ボイラー設備、給湯設備の保守及び点検	ボイラー設備、給湯設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定 管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	□ 新設の際、判断基準どおり措置した □ 新設の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設していない
（3） 照明設備、昇降機、動力設備	照明設備、昇降機の管理	照明設備に関する計測及び記録	照明設備、昇降機、動力設備の保守及び点検	照明設備、昇降機の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定 管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	□ 新設の際、判断基準どおり措置した □ 新設の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設していない
（4） 受変電設備	受変電設備の管理	受変電設備に関する計測及び記録	受変電設備の保守及び点検	受変電設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定 管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	□ 新設の際、判断基準どおり措置した □ 新設の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設していない
BEMS				BEMSの新設に当たっての措置 □ BEMSを採用した □ BEMSを採用していない
（5） ガスタービン、蒸気タービン、ガスエンジン等専ら発電のみに供される設備（発電専用設備）、コージェネレーション設備	発電専用設備、コージェネレーション設備の管理	発電専用設備、コージェネレーション設備に関する計測及び記録	発電専用設備、コージェネレーション設備の保守及び点検	発電専用設備、コージェネレーション設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定 管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	□ 新設の際、判断基準どおり措置した □ 新設の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設していない
（6） 事務用機器、民生用機器	事務用機器の管理			事務用機器、民生用機器の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定 管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない			□ 新設の際、判断基準どおり措置した □ 新設の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設していない
（7） 業務用機器	業務用機器の管理	業務用機器に関する計測及び記録	業務用機器の保守及び点検	業務用機器の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定 管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	□ 新設の際、判断基準どおり措置した □ 新設の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設していない
（8） 事業場の居室等を貸賃している事業者は、事業場の居室等を貸借している事業者（以下「賃借事業者」という。）に対するエネルギー使用量についての情報提供				□ 情報提供している □ 一部の賃借事業者に情報提供している □ 情報提供していない

2 工場等（専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く工場等）における判断の基準の遵守状況（法第5条第1項第2号関係）

主に工場

対象項目（設備）	運転の管理	計測及び記録	保守及び点検	新設に当たっての措置
（1） 燃料の燃焼の合理化	燃料の燃焼の管理	燃料の燃焼に関する計測及び記録	燃焼設備の保守及び点検	燃焼設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 ■ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定 管理標準に定めている管理の状況 ■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ■ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ■ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	■ 新設の際、判断基準どおり措置した □ 新設の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設していない
（2） 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化				
（2－1） 加熱設備等	加熱及び冷却並びに伝熱の管理	加熱等に関する計測及び記録	加熱等を行う設備の保守及び点検	加熱等を行う設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 ■ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定 管理標準に定めている管理の状況 ■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ■ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ■ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	□ 新設の際、判断基準どおり措置した □ 新設の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設していない
（2－2） 空気調和設備、給湯設備	空気調和設備、給湯設備の管理	空気調和設備、給湯設備に関する計測及び記録	空気調和設備、給湯設備の保守及び点検	空気調和設備、給湯設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 ■ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定 管理標準に定めている管理の状況 ■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ■ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ■ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	■ 新設の際、判断基準どおり措置した □ 新設の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設していない
（3） 廃熱の回収利用	廃熱の回収利用の基準	廃熱に関する計測及び記録	廃熱回収設備の保守及び点検	廃熱回収設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定 管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	□ 新設の際、判断基準どおり措置した □ 新設の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設していない
（4） 熱の動力等への変換の合理化				
（4－1） 発電専用設備	発電専用設備の管理	発電専用設備に関する計測及び記録	発電専用設備の保守及び点検	発電専用設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定 管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	□ 新設の際、判断基準どおり措置した □ 新設の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設していない
（4－2） コージェネレーション設備	コージェネレーション設備の管理	コージェネレーション設備に関する計測及び記録	コージェネレーション設備の保守及び点検	コージェネレーション設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定 管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	□ 新設の際、判断基準どおり措置した □ 新設の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設していない
（5） 放射、伝導、抵抗等によるエネルギーの損失の防止				
（5－1） 放射、伝導等による熱の損失の防止		熱の損失に関する計測及び記録	熱利用設備の保守及び点検	熱利用設備の新設に当たっての措置
		計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	□ 新設の際、判断基準どおり措置した □ 新設の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設していない
（5－2） 抵抗等による電気の損失の防止	受変電設備及び配電設備の管理	受変電設備及び配電設備に関する計測及び記録	受変電設備及び配電設備の保守及び点検	受変電設備及び配電設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 ■ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定 管理標準に定めている管理の状況 ■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ■ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ■ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	■ 新設の際、判断基準どおり措置した □ 新設の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設していない
（6） 電気の動力、熱等への変換の合理化				
（6－1） 電動力応用設備、電気加熱設備等	電動力応用設備、電気加熱設備等の管理	電動力応用設備、電気加熱設備等に関する計測及び記録	電動力応用設備、電気加熱設備等の保守及び点検	電動力応用設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 ■ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定 管理標準に定めている管理の状況 ■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ■ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ■ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	□ 新設の際、判断基準どおり措置した □ 新設の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設していない
（6－2） 照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器	照明設備、昇降機、事務用機器の管理	照明設備に関する計測及び記録	照明設備、昇降機、事務用機器の保守及び点検	照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 ■ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定 管理標準に定めている管理の状況 ■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ■ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ■ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	■ 新設の際、判断基準どおり措置した □ 新設の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設していない

◆個別の工場・事業場の報告分（指定ー第9表～指定ー第10表）◆

指定ー第9表
その他実施した措置

1 エネルギーの使用の合理化に関する事項

措　置　の　概　要
揚水ポンプ６台のうち、３台を更新。 30kl/年の省エネを達成。

前年度の中長期計画書を参考に、設備の更新等の記載

2 電気の需要の平準化に資する措置に関する事項

措　置　の　概　要

指定ー第10表
エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	25，132	t-CO_2

備考 1　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。
（1）燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
（2）他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
（3）他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
2　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、備考1（2）掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて指定ー第10表の3にも必要事項を記載すること。

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等において燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素		t-CO_2

備考　本報告に係る工場等が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等である場合は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、第10表の1の備考1（1）に掲げる量を記載すること。

3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値		係数の根拠	係数の適用範囲
0.000653	t-CO_2/kWh	C社の基礎排出係数	C社の買電
0.000438		D社の基礎排出係数	上記（C社）以外の買電

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

4 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考 1　本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
2　他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定ー第10表の3に記載すること。

5 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無（該当するものに○をすること）	1．有 ②．無	その他の関連情報の提供の有無（該当するものに○をすること）	1．有 ②．無

数字に○を付けてください　　数字に○を付けてください

備考 1　本エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項の請求に係るものである場合は、左欄「1.有」に○をすること。
2　同法第32条第1項の規定による本エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る情報の提供がある場合は右欄「1.有」に○をすること。
3　本表の「1.有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること。

連携省エネルギー計画認定申請書　記入例

様式第13（第47条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

連携省エネルギー計画認定申請書

○○経済産業局長殿

平成３０年　１２月　１日

（代表申請者）
住所　東京都千代田区丸の内＊丁目＊番＊号
法人名　●●●●株式会社
法人番号　０００００００００００００
代表者の役職名　代表取締役社長
代表者の氏名　●●　●●　㊞

（共同申請者）
住所　東京都港区赤坂＊丁目＊番＊号
法人名　■■■■株式会社
法人番号　０００００００００００００
代表者の役職名　代表取締役社長
代表者の氏名　■■　■■　㊞

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第４６条第１項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

1. 連携省エネルギー措置を実施する者の概要

（1）代表申請者

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	００００００００
事業者の名称	●●●●株式会社
主たる事務所の所在地	〒０００－００００ 東京都千代田区丸の内＊丁目＊番＊号
主たる事業	▲▲▲▲製造業
細分類番号	００００
資本金	１億５，０００万円
従業員数	１，５００名
連絡先	電話（＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊） FAX　（＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊） メールアドレス　*****@****.**.**

（2）共同申請者

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	００００００００
事業者の名称	■■■■株式会社
主たる事務所の所在地	〒０００－００００ 東京都港区赤坂＊丁目＊番＊号
主たる事業	▲▲▲▲製造業
細分類番号	００００
資本金	１億円
従業員数	１，０００名
連絡先	電話（＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊） FAX　（＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊） メールアドレス　*****@****.**.**

2. 連携省エネルギー措置の目標

連携省エネルギー措置を行う工程では、現状●●●●㈱が110,000(kl/年)、■■■■㈱が20,000(kl/年)のエネルギーを使用している。これを●●●●㈱が120,000(kl/年)、■■■■㈱が0(kl/年)の使用量とし、全体で10,000(kl/年)の削減を目標とする。
なお、エネルギー消費原単位は下記のとおり7.7%程度の改善が見込まれる。
・エネルギー使用量と密接に関係する値：上工程生産量（単位：ｔ）
・連携省エネルギー措置実施前のエネルギー消費原単位：
（110,000＋20,000）kl／10,000t＝13
・連携省エネルギー措置実施後のエネルギー消費原単位：
（120,000＋0）kl／10,000t＝12
・連携省エネルギー措置による原単位変化：(12-13)/13=-0.077

3. 連携省エネルギー措置の内容

●●●●㈱と■■■■㈱がそれぞれ保有している化学品製造プラントについて、上工程を●●●●㈱に集約して■■■■㈱の設備を廃止する。
上工程の集約により、●●●●㈱のプラントの稼働率が５％向上し、それに伴いエネルギー消費効率が改善する。稼働率の向上と■■■■㈱の上工程廃止により、省エネルギー措置の目標を達成する。
また、上工程の生産物を●●●●㈱から■■■■㈱へ供給するため、新たに配管を敷設する。

（チェック欄）

連携省エネルギー措置の実施にあたり、独占禁止法に抵触する内容は含みません。	✓

4. 連携省エネルギー措置の実施場所及び実施期間

実施場所	●●●●㈱　❖❖工場 （＊＊県＊＊市＊＊） ■■■■㈱　◆◆工場 （＊＊県＊＊市＊＊）
実施期間 ※計画の実施の始期及び終期を記載すること。	平成３１年１０月～平成３６年３月

5. 連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

上工程で生産される生産物の両者の消費割合により、算出することとする。

6. 連携省エネルギー措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

（1）資金調達計画

年度	実施者	使途項目	調達先（千円）				
			自己資金	借入金	補助金	その他	合計
平成３０	●●●●㈱	設備取得・工事費		16,000	8,000		24,000
平成３１	●●●●㈱	設備取得		50,000	20,000		70,000
平成３１	■■■■㈱	設備撤去	8,000				8,000
備考							

（2）支援措置の利用

連携省エネルギー措置の実施に当たって、支援措置の利用の有無	１．有り（＊＊＊＊＊＊補助金） ２．無し

（3）連携省エネルギー措置の実施により取得等される工場等連携関連高度省エネルギー増進設備等

取得者	取得予定年月	設備等の名称	予定数量	予定取得価格（千円）
●●●●㈱	平成３１年１０月	化学品製造設備	1	84,000
備考	平成３１年度に●●●●㈱が取得予定の設備について記載。 なお、補助金の採択を受け、補助金をもって取得する場合は、税制の適用は受けない予定。			

7. その他

●●●●㈱及び■■■■㈱ともに、本件についてはそれぞれの労働組合と協議を行い、合意を得ている。

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
２　文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
３　申請書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
４　「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
５　複数の連携省エネルギー計画について認定を申請する場合は、計画ごとに本申請書を作成すること。

別添　略

別添を含めた記入例は、『連携省エネルギー計画認定申請書　記入例』（以下URL）をご参照ください。
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/

認定管理統括事業者に係る認定申請書　記入例

様式第10（第44条第1項関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

認定管理統括事業者に係る認定申請書

○○経済産業局長　殿

平成３０年　１２月　１日

（代表申請者）
住所　東京都千代田区丸の内＊丁目＊番＊号
法人名　●●●●株式会社
法人番号　０００００００００００００
代表者の役職名　代表取締役社長
代表者の氏名　●●　●●　㊞社印

（共同申請者）
住所　東京都港区赤坂＊丁目＊番＊号
法人名　■■■■株式会社
法人番号　０００００００００００００
代表者の役職名　代表取締役社長
代表者の氏名　■■　■■　㊞社印

（共同申請者）
住所　神奈川県横浜市金沢区▲▲＊丁目＊番＊号
法人名　▲▲▲▲株式会社
法人番号　０００００００００００００
代表者の役職名　代表取締役社長
代表者の氏名　▲▲　▲▲　㊞社印

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第２９条第１項の規定に基づき、下記について認定を受けたいので申請します。

（認定時使用欄）

1. 認定管理統括事業者となる者及び管理関係事業者となる者の概要

（1）認定管理統括事業者となる者

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号、認定管理統括事業者番号又は管理関係事業者番号	００００００００
事業者の名称	●●●●株式会社
主たる事務所の所在地	〒０００－００００ 東京都千代田区丸の内＊丁目＊番＊号
主たる事業	▼▼製造業
細分類番号	００００
資本金	１億５，０００万円
従業員数	１，５００名
連絡先	電話（＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊） FAX（＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊） メールアドレス　*****@****.**.**

（2）管理関係事業者となる者

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号、認定管理統括事業者番号又は管理関係事業者番号	００００００００
事業者の名称	■■■■株式会社
主たる事務所の所在地	〒０００－００００ 東京都港区赤坂＊丁目＊番＊号
主たる事業	▼▼製造業
細分類番号	００００
資本金	１億円
従業員数	１，０００名
連絡先	電話（＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊） FAX（＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊） メールアドレス　*****@****.**.**

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号、認定管理統括事業者番号又は管理関係事業者番号	００００００００
事業者の名称	▲▲▲▲株式会社
主たる事務所の所在地	〒０００－００００ 神奈川県横浜市金沢区▲▲＊丁目＊番＊号
主たる事業	▼▼製造業
細分類番号	００００
資本金	５０百万円
従業員数	３００名
連絡先	電話（＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊） FAX（＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊） メールアドレス　*****@****.**.**

2. 認定管理統括事業者となる者と管理関係事業者となる者の関係

●●●●株式会社は、■■■■株式会社と▲▲▲▲株式会社の株式の全てを所有しており、●●●●株式会社の子会社に該当する。

3. エネルギーの使用の合理化のための措置の一体的管理の概要

●●●●株式会社と■■■■株式会社及び▲▲▲▲株式会社は、エネルギーの使用の合理化の取組方針及びエネルギー管理の手法を共有して運用するとともに、月次で●●●●株式会社のエネルギー管理統括者が委員長を務める環境技術委員会において、エネルギー使用の状況等について情報交換を行うことでエネルギー管理の一体性を確保している。

4. 認定管理統括事業者となる者及び管理関係事業者となる者が設置している全ての工場等のエネルギーの使用量の合計量

（平成２９年度）
１５，０００原油換算kl

5. エネルギーの使用量がエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第6条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	細分類番号				エネルギーの使用量（原油換算 kl）
		事業の名称				
○○工場	〒***-**** ＊＊＊＊＊＊＊＊	0	0	0	0	７，０００
		＊＊＊＊＊＊				
××工場	〒***-**** ＊＊＊＊＊＊＊＊	0	0	0	0	３，０００
		＊＊＊＊＊＊				
△△工場	〒***-**** ＊＊＊＊＊＊＊＊	0	0	0	0	２，０００
□□工場	〒***-**** ＊＊＊＊＊＊＊＊	0	0	0	0	２，０００
		＊＊＊＊＊＊				

6. その他

備考　1　この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2　文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
3　申請書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
4　「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、当該工場等において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

別添1,2　略

別添を含めた記入例は、『認定管理統括事業者に係る認定申請書　記入例』（以下URL）をご参照ください。
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/

参考1 エネルギー使用量の原油換算方法

❶ 本社及び全ての工場、支店、営業所、店舗等で使用した燃料・熱・電気ごとの年度間の使用量を集計してください（電気・ガスについては、エネルギー供給事業者の毎月の検針票に示される使用量でも可能です）。

❷ ❶の使用量に燃料、熱及び電気の換算係数を乗じて、各々の熱量「GJ（ギガジュール）」を求めてください。

❸ ❷を全て足し合わせて年度間の合計使用熱量「GJ」を求めてください。

❹ ❸の1年度間の合計使用熱量「GJ」に、0.0258（原油換算係数［kℓ／GJ］）を乗じて、1年度間のエネルギー使用量（原油換算値）を求めてください。

以下の表に燃料使用量や電力使用量等を入力すれば、原油換算値が簡単に求められます。以下のURLのツール（xlsファイル）を御参照ください。
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/

エネルギー使用量（原油換算値）簡易計算表

エネルギーの種類			使用量 単位	使用量 数値	使用量 熱量 GJ	換算係数 数値	換算係数 単位
燃料及び熱	原油		kℓ			38.2	GJ/kℓ
	原油のうちコンデンセート（NGL）		kℓ			35.3	GJ/kℓ
	揮発油（ガソリン）		kℓ			34.6	GJ/kℓ
	ナフサ		kℓ			33.6	GJ/kℓ
	灯油		kℓ			36.7	GJ/kℓ
	軽油		kℓ			37.7	GJ/kℓ
	A重油		kℓ			39.1	GJ/kℓ
	B・C重油		kℓ			41.9	GJ/kℓ
	石油アスファルト		t			40.9	GJ/t
	石油コークス		t			29.9	GJ/t
	石油ガス	液化石油ガス(LPG)※1	t			50.8	GJ/t
		石油系炭化水素ガス	千m^3			44.9	GJ/千m^3
	可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)	t			54.6	GJ/t
		その他可燃性天然ガス	千m^3			43.5	GJ/千m^3
	石炭	原料炭	t			29.0	GJ/t
		一般炭	t			25.7	GJ/t
		無煙炭	t			26.9	GJ/t
	石炭コークス		t			29.4	GJ/t
	コールタール		t			37.3	GJ/t
	コークス炉ガス		千m^3			21.1	GJ/千m^3
	高炉ガス		千m^3			3.41	GJ/千m^3
	転炉ガス		千m^3			8.41	GJ/千m^3
	その他の燃料	都市ガス △△※2	千m^3				GJ/千m^3
			*				GJ/*
			**				GJ/**
	産業用蒸気		GJ			1.02	（換算係数）
	産業用以外の蒸気		GJ			1.36	
	温水		GJ			1.36	
	冷水		GJ			1.36	
	小計①		GJ				
電気	電気事業者※3	昼間買電	千kWh			9.97	GJ/千kWh
		夏期・冬期における電気需要平準化時間帯※4	千kWh	（　）※5	（　）※5	9.97	GJ/千kWh
		夜間買電	千kWh			9.28	GJ/千kWh
	その他	上記以外の買電	千kWh			9.76	GJ/千kWh
		自家発電	千kWh				GJ/千kWh
	小計②		千kWh				
合　計　GJ　（③＝①＋②）							
原油換算　kℓ						0.0258	kℓ/GJ
前年度原油換算 kℓ							
対前年度比（%）							

※1: ガス会社からの使用量が“m^3（立法メートル）”で表示されている場合、“t（トン）”に換算する必要があります。換算係数は、ガス会社により異なりますので、ガス会社に確認の上、換算します。不明な場合は、以下の数値を用いることができます。

プロパン	1m^3	1／502［t］
ブタン	1m^3	1／355［t］
プロパン・ブタンの混合	1m^3	1／458［t］

※2: 燃料に都市ガスを使用している場合は、その他の燃料の欄に「都市ガス△△」（△△は、5C、13A等）と記入します。換算係数は、ガス会社により異なりますので、ガス会社に確認の上、換算します。

※3: 小売り電事業者が維持し、及び運用する電線路を介して供給された電気の買電量を記入します。

※4: 夏期・冬期における電気需要平準化時間帯とは、7月1日から9月30日及び12月1日から3月31日までの8～22時までをいいます。

※5: 「（　）」は、昼間買電の内数であるため、「電気」の「小計」で重複計上しないこと。

1年度間のエネルギー使用量1,500kℓの目安

事業所の立地条件（所在地等）や施設の構成（例えば、ホテルの場合ではシティホテルとビジネスホテル、病院では総合病院と療養病院）等によってエネルギーの使用量は異なりますが、一般的な目安として例示すると以下のとおりです。

- ●小売店舗（延べ床面積）
  約3万㎡　程度
- ●オフィス・事務所（電力使用量）
  約600万kWh／年度　程度
- ●ホテル（客室数）
  300～400室　程度
- ●病院（病床数）
  500～600床　程度
- ●コンビニエンスストア（店舗数）
  30～40店舗　程度
- ●ファーストフード店（店舗数）
  25店舗　程度
- ●ファミリーレストラン（店舗数）
  15店舗　程度
- ●フィットネスクラブ（店舗数）
  8店舗　程度

□の欄を入力すれば、原油換算値が計算されます。

参考2 エネルギー使用量を把握する際の留意点

●テナントビルにおけるエネルギー管理の在り方

テナントビルにおけるテナント専用部分は、オーナー側のみ、又はテナント側のみの努力だけでは省エネルギーにつながらない場合が多くあります。省エネルギーの一層の推進のため、オーナー・テナント双方が協力してエネルギー管理を行ってください。
今般の省エネ法の改正に伴い、事業者は新たに電気需要平準化時間帯の電気使用量を報告することとなりますが、電気需要平準化時間帯の電気使用量についても、これまでの運用と同様の報告範囲とし、また、これまでと同様の手法によって推計した電気使用量を用いて報告することができます。

- ●オーナーは、テナントがエネルギー管理権原※1を有している設備以外のエネルギー使用量を報告。
- ●テナントは、エネルギー管理権原の有無に関わらずテナント専用部に係る全てのエネルギー使用量（テナントがエネルギー管理権原を有する設備、オーナーがエネルギー管理権原を有する空調・照明等）を報告。
- ●オーナーは、テナントに対し、テナント専用部のエネルギー使用量について可能な範囲で情報提供することが必要（判断基準にも規定）。
- ●テナントは、実測値を報告することが困難な場合には、推計値で報告することも可能。
- ●推計値を算出する際の推計手法は、事業者がその状況に応じ、適切かつ合理的な手法を選択することが求められます。

※1：エネルギー管理権原 …… 設備の設置・更新権限を有し、エネルギー使用量を実測値として把握できること。

テナントビルにおけるエネルギー使用量の報告のイメージ

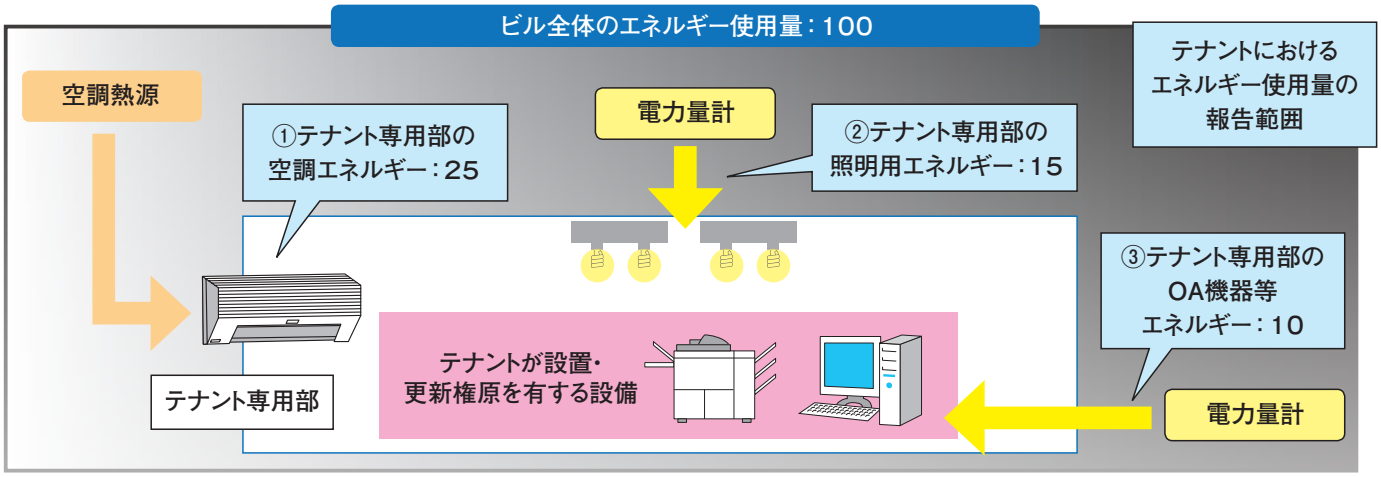

オーナーが報告するエネルギー使用量：「（ビル全体のエネルギー使用量）－③」＝100－10＝90
テナントが報告するエネルギー使用量：「①＋②＋③」＝25＋15＋10＝50

●地縁的一体性を持った複数事業者の取扱い

同一敷地内又は隣接した敷地に工場が設置されている場合がありますが、以下の条件を満たす場合、A事業者がb1工場のエネルギー使用量をまとめて報告※2することもできます。

条　件

1. 両工場に地縁的一体性※3が認められること。
2. A事業者の総エネルギー使用量が1,500kℓ／年度以上であること。
3. 「A事業者がb1工場の省エネ法上の義務を負うこと」についてA事業者、B事業者の両者が合意していること※4。
4. 前年度のa2工場とb1工場のエネルギーの使用量の合計値が、第二種エネルギー管理指定工場等の裾切り値を上回る場合、A事業者はa2工場にその合計値が該当する区分に応じた人数のエネルギー管理者、エネルギー管理員を選任すること。

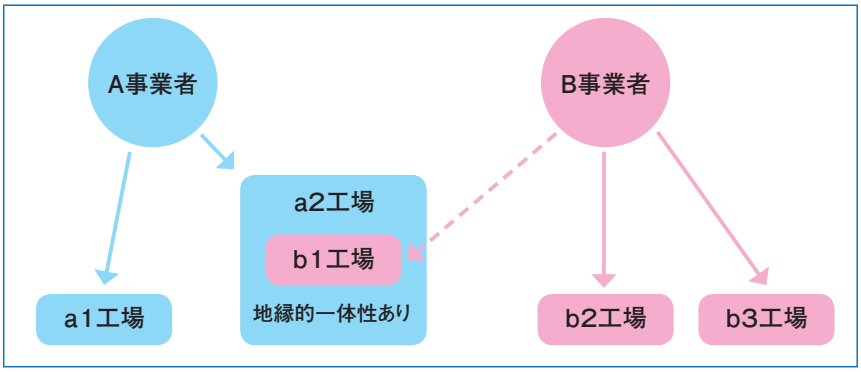

※2：A事業者は、b1工場の情報を定期報告書等で報告するとともに、b1工場のエネルギーの使用の合理化に努めることが必要です。
※3：同一敷地内又は隣接した敷地に両工場が設置され、かつ、両工場にエネルギー管理上の結びつきがあるもの。
※4：覚書等の書面をもって合意することが必要です。覚書は国に提出する必要はありませんが、事業者両者で保管しておく必要があります。

6 各種支援策

●予算（2019年度予算案）※2019年1月時点

■省エネルギー投資促進に向けた支援補助金
①省エネルギー設備への入替支援
②ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH：ゼッチ）の実証支援
③ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB：ゼブ）の実証支援
④次世代省エネ建材の実証支援

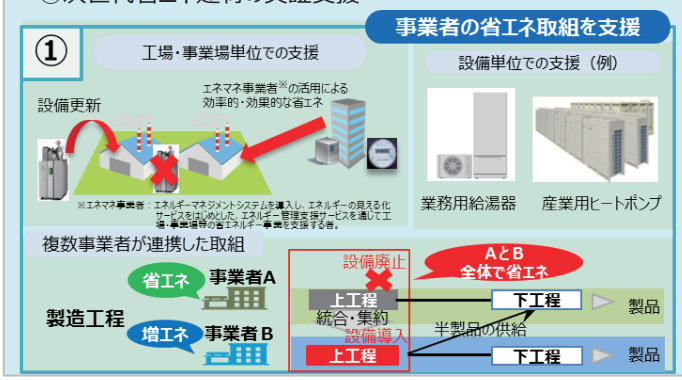

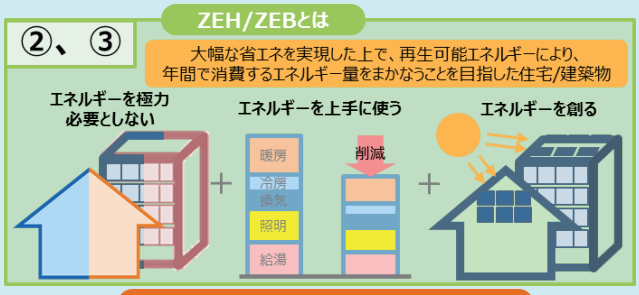

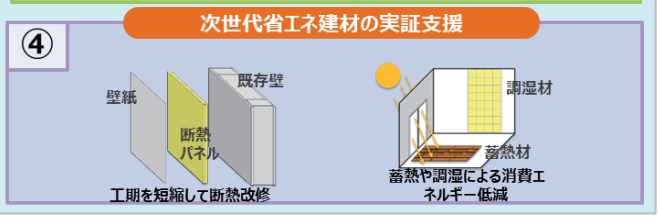

■中小企業等に対する省エネルギー診断事業費補助金
①省エネ診断事業・情報提供事業
②地域の省エネ推進事業

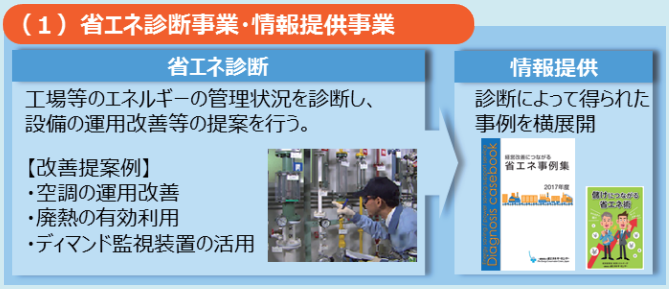

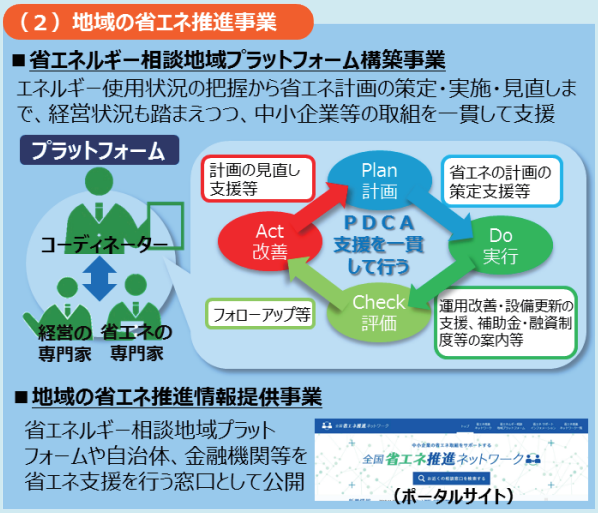

●税制

■省エネ再エネ高度化投資促進税制
省エネ法の特定事業者等であって一定の要件を満たす者が、省エネ設備を新たに取得等して事業の用に供した場合に、取得価額の30％の特別償却又は7％の税額控除（税額控除は中小企業等のみ）を措置する制度。

①連携省エネ投資の促進

省エネ法に基づき「連携省エネルギー計画」の認定を受けた事業者が、当該計画の実施に必要な設備（連携関連高度省エネルギー増進設備等）を導入する際に、税制優遇が受けられる。

②大規模な省エネ投資の促進

省エネ法に基づく「事業者クラス分け評価制度」において、2年連続「S評価」となった特定事業者・特定連鎖化事業者（その加盟者も含む。）が、省エネ法に基づき提出した「中長期計画書」に記載した対象設備（高度省エネルギー増進設備等）を導入する際に、税制優遇が受けられる。

お問合せ先

経済産業省　窓口

	電話番号	担当地域
北海道経済産業局　エネルギー対策課	TEL:011-709-1753	北海道
東北経済産業局　エネルギー対策課	TEL:022-221-4932	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東経済産業局　省エネルギー対策課	TEL:048-600-0362	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡
中部経済産業局　エネルギー対策課	TEL:052-951-2775	富山、石川、岐阜、愛知、三重
近畿経済産業局　エネルギー対策課	TEL:06-6966-6043	福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国経済産業局　エネルギー対策課	TEL:082-224-5741	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国経済産業局　エネルギー対策課	TEL:087-811-8535	徳島、香川、愛媛、高知
九州経済産業局　エネルギー対策課	TEL:092-482-5474	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄総合事務局　経済産業部 エネルギー対策課	TEL:098-866-1759	沖縄
資源エネルギー庁　省エネルギー課	TEL:03-3501-9726	
産業技術環境局　環境政策課 環境経済室	TEL:03-3501-1679	（温室効果ガス排出量の報告に関する問合せ）

検索キーワード例　北海道　経産局　省エネ法　検索

関係機関　窓口

●国土交通省 総合政策局 環境政策課	TEL：03-5253-8263　（輸送に係る措置に関する問合せ） TEL：03-5253-8269　（不動産業、建設業関係に関する問合せ）
●国土交通省 住宅局 住宅生産課	TEL：03-5253-8940　（建築物省エネ法に関する問合せ）
●環境省 地球環境局 地球温暖化対策課	TEL：03-5521-8249　（温室効果ガス排出量の報告に関する問合せ）
●一般財団法人 省エネルギーセンター	TEL：03-5439-9710

省エネ法に関する情報は、以下のホームページでも掲載しています。

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/

検索キーワード　省エネ法　検索

●住宅･建築物に係る措置の詳細については、以下の建築物省エネ法のURLを御参照ください。（建築物省エネ法（国土交通省）のウェブサイト）

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づく温室効果ガス排出量の算定、報告、公表制度について詳細は以下のURLをご参照ください。

http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/

発行元：経済産業省 資源エネルギー庁
発　行：2019年1月

リサイクル適性Ⓐ　この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。